OUKA
Osaka University Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 株主総会における資本多数決の濫用 : フランス法とその示唆 |
| Author(s) | 清弘, 正子 |
| Citation | 大阪大学, 1999, 博士論文 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.11501/3155521 |
| rights | |
| Note | |

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

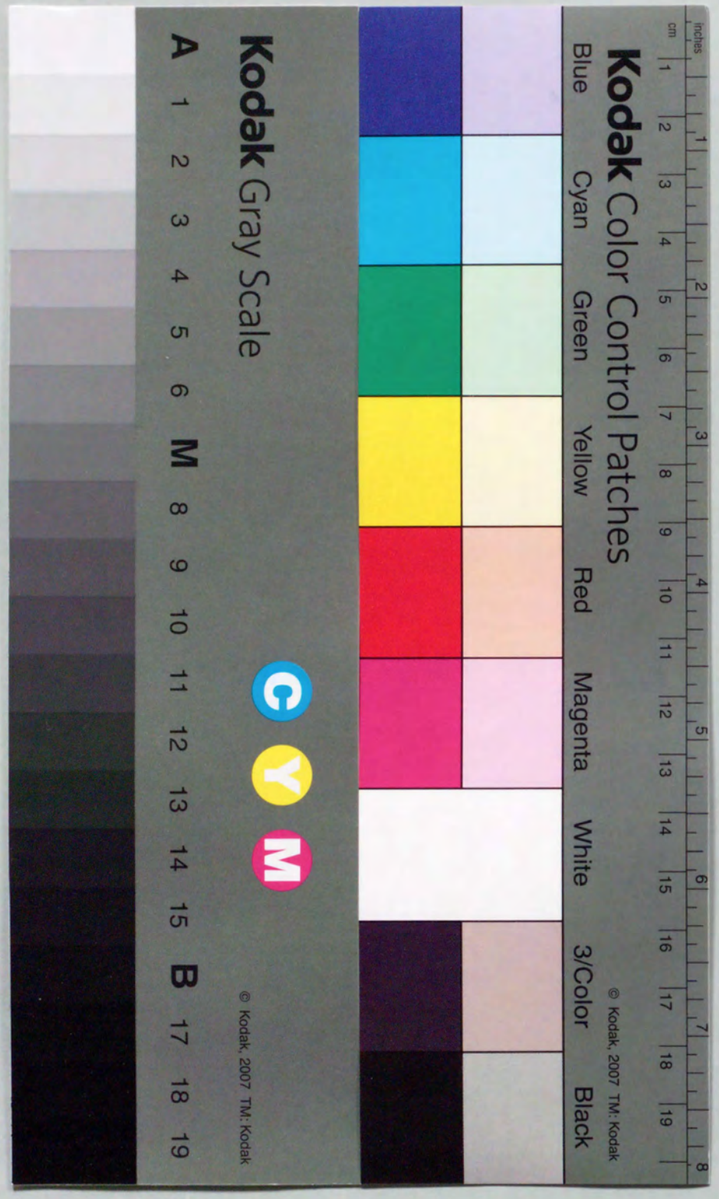


# 株主総会における資本多数決の濫用

## ― フランス法とその示唆 ―

大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

清弘　正子

# 株主総会における資本多数決の濫用*

## ── フランス法とその示唆 ──

大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程
清弘 正子

* 大阪大学法学部教授·江口順一先生には、大学院博士後期課程において、指導教官として3年の間、暖かくご指導していただき、また、本論文の作成について、絶えず激励いただいた。心よりの感謝を捧げたい。

本論文の作成にあたっては、大阪大学法学部教授·吉本健一先生、大阪大学大学院国際公共政策研究科教授·床谷文雄先生より、多大のご教示とご助言にあずかった。あつくお礼を申し上げる。

本論文の基礎を築く段階で、大学院修士課程の学生であった私に、フランス法をご指導くださった元和歌山大学経済学部教授(現関西学院大学法学部教授)·加藤徹先生、ならびに講義を通して懇切なご教示を賜った大阪大学法学部教授·末永敏和先生に対して、心からお礼を申し上げたい。

最後に、これまで学生生活を支援してきてくれた家族に感謝したい。なお、本書の校正にあたり、大阪大学国際公共政策研究科博士後期課程・佐渡紀子氏にお世話になった。記して謝意を表する。

## ―― 目　次 ――


はじめに ..... 1

第１章　フランスの資本多数決濫用理論 ..... 3
　序 ..... 3
　第１節　株主総会における資本多数決原則の展開 ..... 3
　　１．アンシアン・レジーム期 ..... 3
　　２．商法典の制定――頭数多数決原則の形成―― ..... 4
　　３．1867 年会社法の制定――資本多数決原則の形成―― ..... 6
　　４．1913 年の会社法改正――資本多数決原則の確立―― ..... 8
　第２節　フランスにおける資本多数決濫用概念の形成 ..... 12
　　１．1913 年改正以前の資本多数決濫用理論 ――客観的基準理論―― ..... 13
　　２．1913 年改正以降の資本多数決濫用理論 ――主観的基準理論―― ..... 17

第２章　フランスにおける多数派による資本多数決濫用 ..... 22
　序 ..... 22
　第１節　多数派による多数決濫用決議としての定義 ..... 23
　　１．パリ控訴院 1959 年２月 28 日判決 ..... 23
　　２．破毀院商事部 1961 年４月 18 日判決 ..... 26
　第２節　多数派による多数決濫用決議に対する制裁
　　――破毀院商事部 1990 年６月６日判決 ―― ..... 29

第３章　フランスにおける少数派による資本多数決濫用 ..... 35
　序 ..... 35
　第１節　民法典 1382 条にもとづく制裁の可能性
　　――破毀院商事部 1992 年１月 14 日判決（Vitama 判決）―― ..... 35
　第２節　効力付与判決の否定
　　――破毀院商事部 1992 年７月 15 日判決（Six 判決）―― ..... 40

第３節　特別受任者選任の可能性
——破毀院商事部 1993 年 3 月 9 日判決（Flandin 判決）—— ...43
第４節　効力付与判決
——パリ控訴院第 3 民事部 1993 年 5 月 25 日判決(Besson 判決)— ...47
第５節　判例の動向 ...56

第４章　資本多数決濫用理論と権利濫用理論 ...59
序 ...59
第１節　フランスの資本多数決濫用理論 ...62
１．多数派の資本多数決濫用と権利濫用理論 ...62
２．少数派の資本多数決濫用と権利濫用理論 ...66
第２節　わが国の資本多数決濫用理論 ...67
１．資本多数決濫用の要件 ...68
２．資本多数決濫用決議の効力 ...72

おわりに ...80



## — 引用文献略語表 —

| | |
|---|---|
| D. | Recueil Dalloz |
| Dr. Sociétés | Droit des sociétés (Bullentin du juris-classeur des sociétés) |
| Gaz. Pal. | Gazette du Palais |
| J. C. P., éd. E | Semain Juridique, édition entreprise |
| J. C. P., éd. G | Semain Juridique, édition générale |
| Rev. Soc. | Revue des sociétés |
| Rev. trim. dr. com. | Revue trimestrielle de droit commercial et de droit économique |

# はじめに

本論文は、株主総会および有限会社の社員総会における資本多数決濫用という問題について、フランス法に関する研究を中心に考察したものである。

わが商法の適用上、資本多数決濫用という概念は、非常に漠然としたものとなっている。総会決議が、資本多数決によってなされたということを認定する要件、およびこのような決議の効果については、多くの詳細な研究がなされており、本論文も、その多くをこれらの研究に負うものである。しかしながら、わが国の多数決濫用理論研究は、学説上、レベルの高いものであると評価されながら、現在のところ、多数決濫用理論とはいかなる理論であるのかが、明確にされてはおらず、資本多数決濫用の意義ですら、その射程範囲はあいまいであるといわざるをえない。これは、資本多数決濫用理論について、その法理構成自体の研究が重要視されておらず、その解明という方向にはほとんど努力がなされてこなかったことによるものと思われる。わが国の資本多数決濫用研究が、結局のところ必ずしも明確な議論となっていないのは、「資本多数決濫用とは何を指すのか」について、コンセンサスが得られていないからではないであろうか。今後の資本多数決濫用研究がなされるうえで、資本多数決濫用の意義を明らかにすること、そのために、多数決濫用理論の理論構成自体を論じることが必要なのではないかと考える。

フランス法においては、何をもって資本多数決濫用決議とするかにつき、明確な定義が確立されており、また現行法上、資本多数決濫用がいかなる法文に服すべきかということも、明らかになされている。本論文は、このように資本多数決濫用について、その研究が発展しているフランス法を研究対象として採り上げることにより、わが国資本多数決濫用理論研究に対する示唆を得ようとするものである。

フランス資本多数決濫用研究上、とくに重要でありかつ注目されるのは、「少数派社員による資本多数決濫用」という概念の存在である。この問題は、わが国では法律上想定されておらず、またほとんど議論すらなされていない。この少数派社員による資本多数決濫用という概念と、従来から議論のなされている多数派社員による資本多数決濫用とをあわせて議論することによってこそ、はじめて資本多数決濫用という概念をいかに捉えるべきかという問題を論じることができると考える。

本論文の構成は 4 章に分かれ、第 1 章では、フランスにおける資本多数決濫用理論の発展と現在の理論を述べており、第 2 章では、フランスの多数派社員による多数決濫用について、第 3 章では少数派社員による資本多数決濫用理論について、とくにその定義・要件と制裁に関しそれぞれ、フランスでこの理論の発展に指導的役割を果たしてきた判例を中心に考察し、第 4 章では、わが国の資本多数決濫用理論につき、フランス法と比較し、検討を行っている。これらは、いずれも過去において発表したものに、加筆・補筆を施し、統一的な論文としたものである[1]。

なお、タイトルおよび本文中では、煩雑さを避けるため、「株主総会の決議」としているが、資本多数決濫用理論は、有限会社の社員総会にも妥当するものであり、本論文は、株主総会決議および有限会社における社員総会決議の双方を念頭に置いているものであること、したがって、フランスの判例研究においては、有限会社に関する判例をも扱っていることを断っておく。

[1] 清弘正子「少数派による資本多数決の濫用とその制裁 ～フランスにおける理論と判例～(上·下)」国際商事法務 24 巻 9 号(1996 年)·同 24 巻 10 号(1996 年)、同「株主総会における多数決濫用とその理論 ～フランス法の示唆～」国際商事法務 26 巻 8 号(1998 年)。



# 第 1 章　フランスの資本多数決濫用理論

## 序

株式会社において資本多数決濫用が問題となるのは、株主総会決議に関する資本多数決原則のもとにおいてである。現在、フランスにおける株式会社の最高意思決定機関は株主総会であり、その決議については、「商事会社に関する 1966 年 7 月 24 日法第 66-537 号（Loi n° 66-537 du 24 juillet 1966, sur les sociétés commerciales. 以下、1966 年会社法または会社法と呼ぶ）」174 条[1]により資本多数決原則が採用されている。しかし、フランス会社法発展の過程において、この原則が一貫して認められてきたわけではない。

本節は、フランスの株式会社法における資本多数決原則の形成と確立について検討を行う。

## 第 1 節　株主総会における資本多数決原則の展開

### 1. アンシアン・レジーム期

近代株式会社の起源は、通説によれば、特許状によって設立された 1602 年のオランダ東インド会社にあるものとされている。フランスにおいては、17 世紀に、オランダに範をとる株式会社（compagnie）の設立とその失敗とが繰り返されたが、1664 年に至って、東インド会社および西インド会社が設立され、その後、貿易および植民地事業を目的とする会社等が多数、設立された。これらの会社は、国王の特許状（charte royale）によって設立される特許会社であり、公法上の制度に属する

[1] 会社法 174 条「(1978 年 7 月 13 日法第 78-741 号)82 条、175 条、176 条、17条および177-1 条の規定の留保の下において、資本株または享益株に付する議決権はその表象する資本の割合に比例し、かつ各株式は少なくとも一議決権を与える。これに反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。」(山口幸五郎=加藤徹「フランス新会社法(4)」阪大法学 70 号(昭和 44 年)166 頁以下参照。)

[2]。

特許状は、定期的な株主の会合につき定めているのが普通であった。このことは、フランスの特許会社において、原則的に株主総会が認められていたことを意味し、またその発展の中に、19 世紀になって確立された近代的株式会社における株主総会への道が準備されていたことも指摘される。もっとも、当時、事業の所有者（maître de l'affaire）としての株主の地位は確立されておらず、19 世紀において絶対的要請となった一株一議決権の原則も、一般的には守られていなかった[3]。

その後、18 世紀になると、公共的または軍事的性質を有する特許会社の他に、純私的な株式組織の会社（société par actions）が現れる[4]。

### 2．商法典の制定――頭数多数決原則の形成――

1789 年の革命によって、アンシアン・レジームは覆滅される。それに伴い、特許主義は廃棄され、1807 年に制定された商法典 （Code de Commerce） において、新たな法形態である株式会社（société anonyme）に関する一般的法規制が実現された。

同法典は、株式会社を、合名会社（société en nom collectif）、合資会社（société en commandite）とともに、商事会社 （société commerciale）の一種として規定した（商法典 19 条）。これらの会社は、原則として、民法典（Code Civil）の適用を受け（民法典 1873 条、商法典 18 条）、民法典 1832 条によれば、「会社とは、二人または数人の者が、これより生ずべき利益を分配する目的をもって、あるものを共同にすることを約する契約をいう」とされた。すなわち、会社は、社員間の契約関係として構成されたのである。株式会社は、株主間の契約関係なのであって、ここにおいて、株式会社企業の所有者としての株主の地位が、少なくとも法文のうえ

---

[2] 大塚久雄『株式会社発生史論』(1954 年)369 頁、鳥山恭一「フランス株式会社における資本多数決 原則の形成と展開 ― 一株一議決権原則の再検討 ―」早稲田法学 59 巻 1･2･3 合併号(1984 年)88 頁、大隅健一郎『新版 株式会社法変遷論』(1987 年)15 頁。早稲田大学フランス商法研究会『注釈フランス会社法 第 2 巻』(1977 年)328 頁。

[3] 鳥山･前掲論文(注･2)88-89 頁。

[4] 鳥山･前掲論文(注･2)88 頁、大隅･前掲書(注･2) 41、44-45 頁。



では、明確に認められることになる[5]。

ただし、商法典において、株式会社に関する法規は非常に簡素なものであった。同法は、株式会社の法的性質については触れておらず、株主の有限責任（商法典 33 条）あるいは株式の自由譲渡性（同 35 条、36 条）などの株式会社の基本的特徴について定めているのみであって、株主総会についてもまた株主の議決権についても規定していない[6]。

議決権に関する規定は民法典にも定められていなかったが、学説は、定款に別段の定めのない限り各社員（associé）は一議決権を行使すること、すなわち頭数多数決が原則であると解釈していた[7]。

一方、会社の設立には政府の許可を必要としていたのであるが（商法典 37 条）、実際上、政府は、設立許可の際に、一定の定款条項が定められていることを条件として設立を許可するようになっていった。このため会社を設立するためは、政府が確立したその基準に次第に定款を合致させざるをえなくなり、定款が株主の議決権についてなんらかの定めを設けるのが通常となった。この結果、1807 年商法典の設立許可制度のもとで設立された株式会社においては、定款により、次第に頭数多数決は排除され、各株主の所有する株式数の増加に応じてその行使する議決権数の増加を認める場合が増加することとなる[8]。

---

[5] 大森忠夫『仏蘭西商法〔Ⅰ〕現代外国法典叢書(19)』(1957 年復刊版)70-82 頁参照、鳥山･前掲論文(注･2)91 頁。
商法典 18 条「会社契約は、民法、商に特有なる諸法、および当事者の約定によって規律されるものとする。」
商法典 19 条「法は、次の 3 種の商事会社を認める：合名会社；合資会社；株式会社。」
民法典 1873 条「本章に定める規定は、商事会社については商に関する法律または慣習に反せざる点についてのみこれを適用する。」(木村健助=柳瀬兼助『仏蘭西民法〔Ⅳ〕財産取得法(3) 現代外国法典叢書(17)』(1956 年復刊版)230 頁参照。)

[6] 鳥山･前掲論文(注･2)91-92 頁、大隅･前掲書(注･2)48-50 頁。

[7] 鳥山･前掲論文(注･2)94 頁。

[8] 鳥山･前掲論文(注･2)94-96 頁、大隅･前掲書(注･2)50-51 頁、大森･前掲書(注･5)171 頁参照。

### 3．1867 年会社法の制定――資本多数決原則の形成――

「会社に関する 1867 年 7 月 24 日法(Loi du 24 juillet 1867, sur les sociétés. 以下、1867 年会社法と呼ぶ)」は、株式会社について、許可主義を廃棄して準則主義を採用し、あらゆる株式会社について設立の自由を認めた[9]。

同法は、株式会社の組織および運営について詳細な規定を設けており、通常総会[10]における決議方法に関する原則については 28 条が、株主の議決権については 27 条がこれを定めていた。

28 条 1 項は、「すべての株主総会において、決議は議決権の過半数によってこれをなす」と規定しており、株主総会における決議は、株主の議決権数の過半数によってこれを行うこと、すなわち多数決が原則であることを、明文をもって定めている。通常総会および創立総会においては、この原則に従うと解される。ただし、創立総会における決議の方法に関しては、単純多数決によるべきか、あるいは株式合資会社の創立総会における特別多数決を定める同法 4 条 4 項[11]を援用するべきかについては明らかではなかった。一方、非常総会については、同法 31 条が定足数を定めるのみであり、そのため、多数決によってすべての定款を変更しうるか否かに関し、争いがあった。非常総会における決議の方法の変遷については、次節において述べる。

27 条 1 項は、通常総会における決議参加資格および議決権数について、以下のように定める（以下、条文に付した傍点筆者)。

> **1867 年会社法 27 条 1 項**　少なくとも年 1 回、定款により定められたる時期に株主総会を開催する。定款は、総会に参加しうるために、所有者、または代理人として所持することを要する株式の数、およびその所持する株式数について各株主が有する議決権数を定めるものとする。

このように 1867 年会社法のもとでは、総会に出席するために必要な株式数および株主の議決権数については、定款で自由にこれを定めることとされたのである[12]。当時の学説は、定款が株主の議決権数について定めを設けていない場合について、株主に対し、その所有する株式と同数の議決権の行使を認めることは、総会の決議を大株主の恣意に委ねることになるとして、定款に定めのない場合には、各株主は所有する株式数を問わず一議決権を行使すると解していた。すなわち、株主総会の決議につき、頭数多数決が原則であり、定款に定めのない場合には頭数多数決が採られるべきであると解されていたのである[13]。

1867 年会社法 27 条が、しかし現実には、議決権数をなんらの条件も課さずに定款に委ねたため、株式数と同数の議決権行使を制限なしに認める定款が次第に増加した。実務におけるこのような傾向は、学説にも影響を及ぼし、議決権数に関して定款に定めのない場合には、株主は所有する株式と同数の議決権を行使すると解する見解が主張されるに至った。資本会社（société de capitaux）としての株式会社

---

[9] 鳥山･前掲論文(注･2)(注･2)99 頁、大隅･前掲書(注･2)54-56 頁。
なお、資本金 2,000 万フラン未満の会社については、1863 年法の有限責任会社法によって、設立に関する政府の許可が免除されていた(大隅･前掲書(注･2)54 頁)。

[10] 1867 年会社法上、4 種類の株主総会が存在していた(大森･前掲書(注･5)179-180 頁参照)。
①創立総会(les assemblées constitutives)：設立に関する諸調査をなし、初代取締役を選任するための総会(1867 年会社法 25、27 条 2 項、30 条参照)。ただし、1867 年会社法においては、創立総会(les assemblées constitutives)という文言は用いられていない(鳥山･前掲論文(注･2)104 頁参照)。
②非常総会(les assemblées extraordinaires)　定款変更決議をなすための総会である(同 27、31 条参照)。
③通常総会(les assemblées ordinaires)：上の 2 つの場合のほか、会社の一般の営業関係の諸事項について決定をなす総会である(同 27、28、29 条参照)。
④特別総会(les assemblées spéciales)：会社が数種の株式を発行した場合に、ある種の株式に与えた権利を変更するための総会である(同 34 条参照)。

[11] 1867 年会社法 4 条 4 項「決議は、出席株主の過半数によりこれをなす。この過半数は、株主の 4 分の 1 を含みかつ金銭資本の 4 分の 1 を代表するものたることを要す。」(大森･前掲書(注･5)149 頁参照。)

[12] 創立総会については、27 条 2 項により「すべての株主は、その所有する株式の数に関わらず、10 票を超えない範囲内において、定款により定められた議決権数をもって決議に加わることができる」と定められていた(大森･前掲書(注･5)187-188 頁参照)。

[13] 鳥山･前掲論文(注･2)112-113 頁。

の性格を根拠に、株式会社においては、議決権は株主自身ではなくその出資額を基礎に認められるべきであるとして、資本多数決が株式会社における原則であることを認め、定款に議決権数に関する定めのない場合には資本多数決が採られるべきであるとする見解は、その後、次第に増加する[14]。

以上のような実務および学説の動向は、立法にも反映し、1913 年 11 月 22 日法[15]は、制限を受けることのない資本多数決を非常総会の決議について強制した。その後、1930 年 5 月 1 日の法律が、非常総会の決議について定款による議決権数の制限の余地を再び認めるのであるが、定款に別段の定めのない限り資本多数決が採られるという原則は、非常総会決議に関するこのような立法変遷の過程で、法文のうえにおいても確立されることとなる[16]。

### 4．1913 年の会社法改正――資本多数決原則の確立――

資本多数決は、法文のうえでは、非常総会の定款変更権に関する立法の変遷の過程において、総会決議に関する原則として確立されたといわれる[17]。

商法典は、18 条および 19 条によって、前述のように、株式会社を会社契約の一種として規定しており、また、定款の変更に関しては、とくに定めを置いていなかった。このため、「合意はその相互の承諾により、または法の認める原因によるのほか取り消されることをえない」と定める民法典1134 条 2 項が、株主総会に適用されると考えられた。この解釈のもとでは、定款自体が多数決による変更を認めている場合を除いて、契約当事者たる株主全員の同意がなければ、定款の変更はできないことになる。1867 年会社法は、定款変更等のための非常総会につき 31 条を設けていたのであるが、同条は、定款変更、会社継続および解散決議には資本の 2 分の 1 以上の株主をもって定足数とする旨を定めたのみであった。そのため、この規定は、定款が多数決による定款変更を認めている場合の非常総会決議に適用されるに過ぎず、定款の授権がない限り多数決では定款変更をすることはできないとの見解が支

[14] 鳥山・前掲論文(注・2)113 頁。
[15] 本節 4.(ウ)参照。
[16] 鳥山・前掲論文(注・2)113-114 頁。
[17] 鳥山・前掲論文(注・2)113-114 頁。



配的であった[18]。

しかし、このような理解は、株式の分散化にともなって、定款の変更を事実上不可能にし、経済・社会の動向への株式会社の対応を妨げるものであった。このため、学説・判例ともに、多数決による定款変更を一定限度において認めようとする態度を次第に示すようになった[19]。

(7) 本質的基礎理論

非常総会に、多数決による定款変更権を認める見解にあっても、定款変更を無制限に認めるものは少なかった。判例・学説上、多数決による定款変更を容認する根拠となり、かつ多数決による定款変更の可能な範囲を判断する基準となったのが、本質的基礎理論である。この理論は、会社契約としての定款規定を、入社の際の株主の意思の解釈を根拠として、副次的基礎 (bases secondaires) をなす規定と、本質的基礎 (bases essentielles) をなす規定とに区分して考察する。そのうえで、当該理論は、副次的基礎については多数決による変更が認められるものとしている[20]。

とくに、1892 年 5 月30 日破毀院民事部判決が、この理論を根拠として、定款に規定のない場合に、非常総会における多数決による定款変更を認めて以降、判例理論として確立された。

[18] Copper Royer, *Traité théorique et pratique des Sociétés Anonymes, suivi de formules annotées, concernant tous les actes de la vie sociale*, 2me éd., Tome Ⅱ, 1919, p.220 et suiv.; 豊崎光衛「株式会社に於ける多数決の濫用(3)」法学協会雑誌 58 巻 3 号(1940 年)334 頁、鳥山・前掲論文(注・2)116 頁。
民法典1134 条については、田中周友『仏蘭西民法[Ⅱ] 財産所得法(2) 現代外国法典叢書(16)』(1956 年復刊版)64-65 頁参照。
[19] 鳥山・前掲論文(注・2)116-117 頁。
[20] 豊崎・前掲論文(注・18)334 頁、大森・前掲書(注・5) 193 頁、龍田節「資本多数決の濫用とフランス法」法学論叢(1959 年)41 頁、鳥山・前掲論文(注・2)117-118 頁、神田秀樹「資本多数決と株主間の利害調整(3)」法学協会雑誌 98 巻 10 号(1981 年) 1341-1343 頁。
1892 年 5 月 30 日破毀院判決については、C. Royer, *supra*. note n° 18, n° 565. 参照。

本理論および次の固有権理論については、次節において改めて論じる。

(イ) 固有権理論

ドイツの学説の影響を受けて提唱された理論である。この理論は、株主は、本人の同意なくしては奪いえない権利である固有権（droits propres）を有すると主張した[21]。

この理論のもとでは、当該株主の同意なくして侵すことのできない固有権に関わる定款規定に関しては、その変更につき全株主の同意を必要とし、その他の定款規定に関しては、多数決によって変更することが可能であると理解される。

(ウ) 1913 年改正による立法的解決

非常総会において定款規定はどの範囲まで多数決により変更できるのかという、本質的基礎理論および固有権理論が明確にすることのできなかった問題は、1867 年会社法の 1913 年の改正によって立法的に解決されることとなった[22]。

「商法典第 34 条ならびに株式組織の会社に関する 1867 年 7 月 24 日法第 27 条および 31 条を改正する 1913 年 11 月 22 日法（Loi du 22 novembre 1913, portant modification de l'article 34 du Code de commerce et des articles 27 et 31 de la loi du 24 juillet 1867 sur les sociétés par actions. 以下、1913 年法と呼ぶ）」によって、1867 年会社法は改正され、非常総会に関して、同法 31 条 1 項および 2 項は以下のように改められた。

> **1867 年会社法 31 条 1 項**　定款に別段の定めがある場合のほか、株主総会は、本条の規定に従う決議をもって、定款のすべての条項を変更することができる。ただし、株主総会は、会社の国籍を変更し、または株主の義務を増加させることはできない。
>
> **2 項**　定款のいかなる別段の定めに拘わらず、定款の変更につき決議すべき株主総会については、すべての株主が、所有株式数を問わず決議に参加することができる。株主は、所有する株式と同数の議決権を行使し、制限を受けることはない。

これにより、非常総会における定款変更決議に関して、法文上、資本多数決原則が強制されたのである[23]。

このことにより、1913 年改正以降、本質的基礎理論は一般に法の認めざるものとなったといえる。

固有権理論については、会社の契約的性質を根拠に、会社が株主に要求することのできない犠牲もあるとして、固有権の存続が、なお主張された。他方、それまでとは形を変えた固有権理論も提唱されている。すなわち、議決権のような権利については、これを多数決で奪いえないものとし、またある種の権利については、多数決による侵害を認めながらも、その侵害は会社利益によって正当化されるものでなければならないと説く見解である。このように、固有権理論そのものは、1913 年の改正以後も主張されているのであるが、しかしながら、1913 年改正によって、多数決による定款変更を制限するという機能は、同理論から失われたといえよう。

その後、通常総会についても、「株式組織の会社の株主総会における議決権につき定める 1933 年 11 月 13 日法（Loi du 13 novembre 1933, réglementant le droit de vote dans les assemblées d'actionnaires des sociétés par actions. 以下、1933 年法と呼ぶ）」1 条によって、資本多数決原則が明文をもって定められることになる[24]。

---

[21] 豊崎・前掲論文(注・18)335 頁、龍田・前掲論文(注・20)43-46 頁、鳥山・前掲論文(注・2)118 頁、神田・前掲論文(注・20)1343 頁。

[22] C. Royer, *supra*. note n° 18, p. 203 et suiv. 参照。豊崎・前掲論文(注・18)335 頁、龍田・前掲論文(注・20)39、44 頁、神田・前掲論文(注・20)1347 頁、鳥山・前掲論文(注・2)119-125。
1867 年会社法 31 条については、大森・前掲書(注・5)191-195 頁参照。

[23] Michel de Juglart et Benjamin Ippolito, *Traité de droit commercial, 2me volume, Les sociétés*, 3me éd., par Emmanuel Pontavice et Jacques Dupichot, 2me partie, 1982, n° 793.
なお、1867 年会社法31 条は、1930 年 5 月 1 日法により再び改正がなされ、定款による留保は削除された(豊崎・前掲論文(注・18)335-336 頁、大森・前掲書(注・5) 191 頁以下参照、鳥山・前掲論文(注・2)129-130 頁)。

[24] 1933 年 11 月 13 日法1 条 1 項「株主総会においては、各株主に付与される議決権は、各株主の引受けた資本の量にかならず比例しなければならない。ただし、1867 年 7 月 24日法27 条および31 条に定められた出席者の行使しうる議決権優の制限を妨げない。」(大森・前掲書(注・5) 181 頁以下参照。)
鳥山・前掲論文(注・2)130-131、152 頁。

なお、フランスにおいては、1925 年 3 月 7 日の有限会社法（Loi du 7 mars 1925, tendant à instituer des sociétés responsabilité limitée.）によって有限会社制度が採用された。この法律は、一部頭数多数決を取り入れてはいるものの、会社法の意向をいれ、資本多数決を原則としている[25]。

## 第 2 節　フランスにおける資本多数決濫用概念の形成

前節で見たように、フランスの資本多数決原則は、1867 年会社法にもとづいて形成され、1913 年の改正および 1933 年法によって確立されたのであるが、この資本多数決原則のもとにおける不公正な決議という問題は、実務上、とくに 19 世紀末から大きな問題となり、数多くの判例が現れるようになった。これは、19 世紀に入って株式が分散し、株主の多くが投資者と化してその貯蓄大衆が総会での影響力を失うにつれ、資本家が勢力を増大してわずかの資本で巨額の資本を支配できるようになったことが、その素地にあるのであり、また、方向を同じくする利益のみが集まった株式会社内部でよりよい経営方針を見出す手段として予定されていた資本多数決が、企業の征服とそれに対する防衛の武器として利用されるに至り、このことにより、それまでの法体制が予定しておらず、それゆえ処理することのできない新しい問題としてこのような問題が起こってきたのであるといわれる[26]。

その後、様々な理論が、かかる不公正な決議を規制するために援用されることとなる。本節では、このような決議を規制するためのフランスにおける理論の変遷をたどり、それぞれの理論の機能およびその理論が対象としている問題を考察することによって、現在の通説的見解である資本多数決濫用理論と、当該理論が扱う対象の範囲およびその機能を探ることとしたい。ただし、このような決議に関して、フランスでは、当初から「多数決濫用」という概念が存在していたわけではなく、また後述するように、現在の「資本多数決濫用理論」が主張されるようになるのも、比較的近時のことである。しかしながら、この「資本多数決濫用理論」は、19 世紀から存在した、資本多数決のもとに生じる、形式的には法令・定款に反しないが実質的に見ると不公正な決議という問題を規制するための理論の展開の中で提唱されることとなったものである。したがって、本節は、上に述べたような不公正な決議という問題を「資本多数決濫用」とする観点から、かかる問題を解決するために援用されてきた理論をそれぞれ「資本多数決濫用理論」の一種とし、これらを研究の対象として出発することとしたい。

### 1．1913 年改正以前の資本多数決濫用理論――客観的基準理論――

1867 年会社法が 1913 年法によって改正され、多数決による定款規定の変更を全面的に認めたことについては前述したが、このことにより、フランスにおける資本多数決濫用理論は、その構成を大きく転換している。

1913 年改正以前は、多数決によってなしうる定款変更の範囲が限定的に解釈されており、この解釈にもとづいて主張された本質的基礎理論および固有権理論により、多数決の限界を外形的に画すことによって、規制を行っていた[27]。

(ア) 本質的基礎理論

本質的基礎理論は、会社契約としての定款規定を、入社の際の株主の意思の解釈を根拠として、次の二つに区分して考察する。すなわち、多数決によって変更されることにつき株主が同意していたと考えられる副次的基礎（bases secondaires）をなす規定と、多数決による変更について株主が同意していたとは考えられない本質的基礎（bases essentielles）をなす規定がこれである。そのうえで、当該理論は、本質的基礎の変更に関しては株主全員の同意を必要とするものと考えるが、副次的基礎については多数決による変更が認められるものとしている[28]。

この理論は、本来、前節で述べたように、定款の変更については株主全員の同意

---

[25] 1925 年 3 月 7 日有限会社法27 条、28 条および 31 条参照(大隅健一郎『仏蘭西商法 [I]』現代外国法典叢書(19)(1957 年復刊版)有限会社法、51 頁以下参照)。

[26] 龍田・前掲論文(注・20)38-39 頁。なお、具体的な事例については、龍田・前掲論文(注・20)34-38 頁、神田・前掲論文(注・20)1353-1357 頁参照。

[27] 龍田・前掲論文(注・20)39 頁。

[28] 豊崎・前掲論文(注・18)334 頁、大森・前掲書(注・5) 193 頁、龍田・前掲論文(注・20)41 頁、鳥山・前掲論文(注・2)117-118 頁、神田・前掲論文(注・20)1341-1343 頁。

を必要とする解釈のもと、定款規定を、副次的基礎をなす規定と本質的基礎をなす規定の２種類に区別して、少なくとも副次的基礎については多数決による定款変更を認めることによって、社会・経済の情勢に適応した定款変更を多少なりとも可能にすることを目的とするものであった。ところが 19 世紀末以降、多数決濫用が大きな問題となり、この問題をめぐる数多くの判例が現れてくると、逆に、同理論が、多数決の濫用を認定する基準として援用されるようになる。

本理論によって、各定款規定の重要性を判断した結果、それが本質的基礎であると認められる場合には、多数決による決議そのものを禁じることとなる。すなわち、本質的基礎に関する決議については全員一致を要求することによって、個々の株主全員にいわば拒否権を与えたのである。このことによって、本質的基礎理論は、少数者保護および濫用決議抑制のための理論としての機能を果たすようになった[29]。

しかしながら、この理論は法律または定款規定あるいは株式会社の性質にもとづくものではなく、株主の個別の意思解釈を根拠とするため、裁判所は、本質的基礎であるか副次的基礎であるかについての判断を、個々の事例ごとに下すにとどまり、その統一的・具体的な基準を明確に定めることができなかった。このような判例の態度に関して、学説は、本質的基礎理論そのものに疑問を抱くようになる。かかる状況のもと、法的安定を求めて、固有権理論が新しく主張されるようになり、本質的基礎理論と同様、濫用決議の抑制に援用されるようになる[30]

(イ) 固有権理論

Thaller により、株主の固有権理論が、本質的基礎理論に代わるべきものとして提唱された。Thaller は、会社は対外的関係のみならず株主との関係でも人格を有すると説いた。会社契約によって、この人格は付与されるのであるが、それと引き換えに、株主はある種の権利を保障されるのであって、これらの権利が固有権（droits propres）であり、本人の同意なくしては奪いえない権利であるとする。そして、瑕疵のない会社の株主であるという既得権（droit acquis）、会社から除名されないという既得権、危険を株金額に限定するという既得権、および株券を保有・流通させるという既得権の４つを会社契約に由来する株主の固有権として侵害しえないものと認めることを主張した[31]。

この理論のもとでは、当該株主の同意なくして侵すことのできない権利を固有権として株主に保障することにより、これらの権利に関わる定款規定に関しては、その変更につき全株主の同意が必要となり、多数決による決定が否定される。このことによって、少数派からの不当な収奪を防ぐ機能を有することとなり、かかる機能が少数派保護および濫用決議抑制のために援用されたのである。

本質的基礎理論および固有権理論は、多数決の及びうる領域と及びえない領域とを区別することにより、濫用決議としての基準を外形的に画そうとするものであって、客観的基準理論と呼ぶことができよう。

このうち、本質的基礎理論が株主の意思の解釈を根拠としていたのに対して、固有権理論は事物の性質自体を根拠としており、この点については評価された。しかしながら、何が株主の固有権なのかというその具体的内容については学説により見解が一致せず、その判断において恣意性が避けられなかったのであり、結局、本質的基礎理論の有していた問題を固有権理論も克服することができなかった[32]。

本質的基礎理論および固有権理論、すなわち客観的基準理論は、結局、定款規定はどの範囲まで多数決により変更できるのかという問題を明確にすることができなかったのであって、1913 年法が、多数決による定款変更を全面的に認めたとにより、多数決濫用理論は客観的基準理論を放棄し、それまでとは異なる理論構成に転換されることになる。

1913 年法以降、固有権理論は、多数決濫用を規制する理論としては多くの学説から認められなくなった。しかし、株主から奪いえない権利という概念そのものが失われてしまったわけではない。現在も、多数の学説が、固有権の存在を認めており、侵害しえない株主の権利という概念を引き継ぎながら、従来のように客観的・絶対的

---

[29] 龍田・前掲論文(注・20)42 頁参照。

[30] 豊崎・前掲論文(注・18)335 頁、大森・前掲書(注・5) 193 頁、龍田・前掲論文 41 頁、鳥山・前掲論文(注・2)118 頁、神田・前掲論文(注・20)1343 頁。

[31] 豊崎・前掲論文(注・18)335 頁、龍田・前掲論文(注・20)43-46 頁、鳥山・前掲論文(注・2)118 頁、神田・前掲論文(注・20)1343 頁参照。

[32] 豊崎・前掲論文(注・18)335 頁、龍田・前掲論文(注・20)44 頁、神田・前掲論文(注・20)1343 頁。

に株主の権利を分類するのではなく、会社利益をメルクマールとして、株主の固有権――あるいは個人権(droits individuels)と呼ぶ学説も多い ― を判断しようとする新しい構成の固有権・個人権理論が唱えられている[33]。

会社利益を基準として株主の固有権・個人権を判断するこの新しい学説にもとづき、株主の権利および権利濫用と多数決濫用との関連を説明しうる可能性が出てきていると考えられる[34]。この点については、第4章で検討を行う。

(ウ) 株主平等の原則

多数派が会社利益を害して私益を図った典型的な事例において、決議が株主平等（l'égalité entre actionnaires）の原則違反により無効であるとする判例が存在する。平等原則も濫用決議をチェックする機能をもつといえる。ただし、この原則によって抑制できるのは、平等性を破壊してなされた濫用決議に限られる[35]。

フランスでは、この原則は本質的基礎の一つとして考えられていたため、1913年法以降は、平等原則は存在せずとする説も多いが、反対説も有力である[36]。

多数決濫用決議としての概念については、第2章および3章で考察を行うが、多数派による多数決濫用の認定には、「少数派構成員を犠牲にして、多数派構成員を優遇する意図」を要件の1つとするのが現在の通説的見解であり、これを、株主間の不平等が、多数決濫用を判断する基準の1つであると解釈することもできよう。

---

[33] Dominique Schmidt, *Les droits de la minorité dans la Société Anonyme, Bibliothèque de droit commercial,* tome 21, 1970 n$^{os}$ 48 et suiv.; M. de Juglart et B. Ippolito, par E. Pontavice et J. Dupichot, *supra.* note n° 23, n° 793-3; Georges Ripert et René Roblot, *Traité de Droit commercial,* Tome 1, 15$^{e}$ éd., par Michel Germain, 1993, n$^{os}$ 1231 et suiv.; Yves Chaput, *Droits des sociétés,* 1$^{re}$ éd., 1993, n$^{os}$ 376 et suiv.; Yves Reinhard, *Droit des Sociétés,* 1993, n$^{os}$ 360 et suiv. Philippe Merle, *Droit commercial, Sociétés commerciales,* 5$^{e}$ éd., 1995, n° 293 et suiv.参照。

[34] 龍田・前掲論文(注・20)44-45頁、神田秀樹「資本多数決と株主間の利害調整(1)」法学協会雑誌98巻6号(1981年)770-771頁参照。

[35] 豊崎・前掲論文(注・18)336頁、龍田・前掲論文46-47頁。

[36] 豊崎・前掲論文(注・18)336頁、龍田・前掲論文46-47頁。



### 2．1913年改正以降の資本多数決濫用理論――主観的基準理論――

1913年法によって改正された1867年会社法31条は、前述のように、非常総会に関して「定款に別段の定めがある場合のほか、株主総会は、本条の規定に従う決議をもって、定款のすべての条項を変更することができる。ただし、株主総会は、会社の国籍を変更し、または株主の義務を増加させることはできない。」と定め、株主総会における定款変更に関して、ここに資本多数決原則が確立された。

このことにより、1913年法以降において、本質的基礎理論は一般に法の認めざるものとなり、学説もこれを放棄した。

固有権理論に関しても、従来の理論は、多数決濫用理論として、その機能を失ったといえよう。なぜなら、従来の固有権理論に従えば、定款規定を固有権に関する規定とそうでない規定とに分類することによって、多数決によって決定をなしうる領域と多数決による決定のなしえない領域を区分することになる。したがって、当該理論は、資本多数決によって決定をすることができる領域につき、その限界を外形的に画する機能を有している。他方、多数決による決定をなしうる領域内部において、多数決のもとで一部株主による専横という問題が生じた場合に、当該理論は、これを規制する機能を有していない。しかし、この後者の問題こそが、資本多数決原則のもとにおける多数決濫用の本質なのである。

1913年法による改正によって多数決による定款変更が全面的に認められ、資本多数決原則が確立されたこと、および客観的基準理論による多数決濫用規制が不可能となったことによって、多数決原則のもとにおける濫用決議、すなわち多数決濫用という問題の性格が明確にされ、今日的な意味での多数決濫用理論が論議されるようになったといえよう。

ここに、多数決濫用理論は大きな転換期をむかえ、決議のなされた動機および目的といった状況を考慮に入れる主観的基準理論へと移っていくことになる。

(ア) 詐欺

「詐欺はすべての原則に対する例外をなす」あるいは「詐欺はすべてを腐敗せしめる」という私法の一般原則を不公正な決議に適用して、多数決濫用に対処しようとするものである。詐欺（fraude）につき立証されれば決議を取り消すことができ

るとされているが、詐欺の内容については明確にされておらず、どのような決議が詐欺とされるかについては明らかではない[37]。

詐欺は、実定法上は一応有効な手段を用いてその結果を達成した場合にのみ認められるものであって、したがって、後述する「権限踰越や権利濫用も、それ自体が制裁によって効果を奪われてしまう場合には、その中に詐欺も埋没してしまい、そうでない場合にのみ詐欺理論が独自の機能を発揮する。このように詐欺理論の働きは補充的である」と述べられている[38]。

(イ) 信義則

会社は契約の一種であるから、「合意は誠実に（de bonne foi）履行されなければならない」という民法典1134条3項が適用される。さらに会社に関する民法の一般原則である民法典1833条「すべての会社は、社員の共同利益において設立されることを要する」という規定に従って、多数派は、この共同利益のためにその権限を行使すべき義務を負う。それゆえ、共同利益に反してなされた決議は、信義則違反により、その効力が認められないとされる[39]。

信義則違反を問うためには、多数派の詐欺（dol）、あるいはフォート（faute）が、その決議の基礎になければならないと解釈されている[40]。

(ウ) 権限踰越理論

コンセイユ・デタ（Conseil d'Etat）[41]の判例により発展した行政法上の理論であり、その内容は、行政機関が、形式的には法律を遵守しながら、与えられた目的以外の目的でその権限を行使した場合に、権限踰越（détournement de pouvoir）の訴えによりその効果が取り消されるというものである。かかる理論が、学説により私法の分野に導入され、私権に関しても、権利者が自己の利益を守り実現せしめるために与えられている権益的権利（droits-pouvoirs）の他に、自己以外の者の利益

[37] 豊崎・前掲論文(注・18)337-338頁、龍田・前掲論文(注・20)47-48頁。
[38] 龍田・前掲論文(注・20)47-48。
[39] 豊崎・前掲論文(注・18)338頁、龍田・前掲論文(注・20)48-49頁。
[40] 龍田・前掲論文(注・20)49頁。なお、フォートについては、本款(エ)参照。
[41] コンセイユ・デタは、フランスの最高行政裁判機関である(山口俊夫『概説フランス法 上』(1987年)241頁以下参照)。



を守り実現するために法によって認められた職務的権利（droits-fonctions）が存在するとされた[42]。

当該理論を多数決濫用規制に援用しようとする見解によれば、株主の議決権、株主総会における多数派の権限および株主総会の権限は職務的権利の範疇に含まれ、したがって、保護および実現の託されている会社利益または株主全員の利益のために行使されなければならない。そうではなく、他の目的でこれらの権利ないし権限が行使された場合には、権限踰越となり、その効果が否定される。すなわち、つぎに述べる権利濫用理論と異なり、権限踰越理論に従うと、会社にとって有益性を欠く多数派権限の行使が意識してなされた場合には、侵害意思がなくとも決議の効力が否認される[43]。

権限踰越理論に対しては、会社にとって有益か否かという妥当性判断が裁判官の恣意に委ねられるという危険性が指摘される。ただし、この批判は権限踰越理論に限らず、主観的基準理論のすべてに対して加えられているものである[44]。

この妥当性判断の問題に関してもっとも重要な位置を占めるのは、「会社利益（l'intérêt de la société）」であると考えられる。しかしながら、今日の判例・学説においても、何をもって会社利益とするかについては見解の一致をみていない[45]。

(エ) 権利濫用理論

フランス法における権利濫用理論は、19世紀半ば以後、まず判例により、ついで学説によって認められ、発展してきた理論である。成文上の根拠を直接有していないために学説により差異があるが、今日ではほとんど動かすことのできない実定法上の重要な原則になっているといわれ、その共通する基本思想は、権利の絶対性に反省を加え、権利行使の外観のもとになされる不当な利益実現または他人に対する不当な侵害を抑圧しようとするものである[46]。

[42] 豊崎・前掲論文(注・18)338頁、龍田・前掲論文(注・20)50頁。
[43] 豊崎・前掲論文(注・18)338頁、龍田・前掲論文(注・20)50-52頁。
[44] 龍田・前掲論文(注・20)52頁。
[45] Yves Guyon, *Droit des Affaires, tome 1, Droit commercial général et Sociétés*, 8 éd., 1994, n° 443 et suiv.; 豊崎・前掲論文(注・18)338頁。
[46] 末川博「フランスにおける権利濫用理論」『権利濫用の研究』(1949年)117、

権利濫用の概念は、不法行為におけるフォート（faute）の概念の拡大と考えられている。この見解は、権利濫用理論を不法行為に関する規定である民法典 1382 条に服せしめるものである[47]。

この理論によって多数決濫用を規制しようとする学説は、議決権または多数派の権限は会社利益のために行使すべきものであって、この権利または権限を利己的・個人的な目的に利用した場合には権利の濫用と認められると説く。さらに、会社ないし少数者に損害が発生することを要件としており、この点につき権限踰越理論と異なる。すなわち、権限踰越理論による場合は、会社利益にとって有益性を欠く権利または権限の行使が多数決濫用であると判断されるが、これに対して、権利濫用理論による場合には、それだけでは足りず、会社利益ないしは少数者の利益が害されてはじめて濫用として認められるということである。また、会社利益の解釈についても、権限踰越理論と権利濫用理論とでは異なり、権限踰越における会社利益とは、株主の利益から独立した別個のものと考えられ、権利濫用理論においては、会社利益とは、株主の利益の集合であると考えられているようである。これらのことから考えると、権限踰越理論によれば、株主の権利および株主総会の権限は、もっぱら会社利益のためにのみこれを行使しなければならないことになるが、それに対して、権利濫用理論は、会社利益や他の株主の利益を害する権利および権限の行使を抑制することのみを目的としているように思われる[48]。

---

120 頁以下、江川英文「フランス法における権利濫用論」比較法研究 3 号(1951 年)21、22 頁。豊崎・前掲論文(注・18)338 頁、龍田・前掲論文(注・20)54 頁。

[47] 末川・前掲論文(注・46)144-145 頁、江川・前掲論文(注・46)21、30 頁。
民法典 1382 条「他人に損害を惹起せしめた者の行為は、いかなる行為といえども、それが生じた原因たるフォートある者をして、その損害を賠償すべき義務を負わしめる。」
なお、フォートの意義については、法律に明らかな定義がなく、多義多様の概念であり、学説は様々に解しているとされる。純客観的に「違法」と解する説、純主観的に「過失」と解する説があり、両者の概念を含む概念であると説明がなされている(谷口知平『仏蘭西民法〔Ⅲ〕財産取得法(2) 現代外国法典叢書(16)』309 頁以下参照)。

[48] 豊崎・前掲論文(注・18)338 頁、龍田・前掲論文(注・20)54 頁。



現在、フランスにおいては、権利濫用理論によって多数決濫用を規制する立場が判例によって確立されており、かかる立場が学説上も通説となっている。権利濫用理論を根拠とする多数決濫用理論にもとづき、どのような決議が多数決濫用決議であると認定され、またいかなる制裁に服するかにつき、次章で検討する。

# 第２章　　フランスにおける多数派による資本多数決濫用

## 序

資本多数決濫用決議に関して、権利濫用理論を根拠としてこれを規制する立場が、現在、フランスにおける判例・学説上の通説的見解となっている。この権利濫用理論という一般法理を根拠としたうえで、株式会社の株主総会または有限会社の社員総会のどのような決議を多数派による多数決濫用決議であると認定するのかについては、判例上、その定義を確立したリーディングケースが存在している。これが、1961年4月18日の破毀院判決である。この判決の後、多数派による濫用決議に関する多くの判例が、同判決によって確立されたこの定義に従っている[1]。

本章では、多数派による資本多数決濫用決議の定義に関し、同判決とその原審である1959年2月28日パリ控訴院判決について考察する。ただし、この1961年破毀院判決は、多数派の多数決濫用を認めていない。そこで、利益の準備金への積立てという同様の事案につき、多数派による資本多数決濫用を認めた1990年6月6日破毀院判決を取り上げ、この3つの判例を比較して、多数派による濫用決議として認定する定義およびその内容、ならびにこのような決議に対する制裁（sanction）について検討することにする。この「制裁」であるが、フランスでは、一般に、加害者に対して制裁を科し、その反射的効果として被害者に救済を与えるという構成がとられている。わが国では、救済ないし保護として論じる方が馴染まれるであろうが、本稿では、フランス法に従い、制裁として論じた。なお、本章および次章において引用した判決の判旨中に付した傍点は、筆者によるものである。

[1] Jaque Mestre, Abus de majorité et minorité, note sous Cass. civ., sect. com., 18 avr., Cass. com., 29 mai 1972 et Dijion, 16 nov. 1983, *Thémis, Les grandes décisions de la jurisprudence, Les sociétés,* Y. Chartier et J. Mestre, 1988, n° 12, p. 55.



## 第１節　　多数派による多数決濫用決議としての定義

### １．パリ控訴院1959年2月28日判決[2]

#### (1) 事実の概要

$Y_1$ 株式会社（Anciens Etablissements Piquard Frères et Durey-Sohy Réunis社：被控訴人）は、1955年5月20日の通常総会において、1954年度の利益を繰り越すことを決定した。Xら（Schumann 他：控訴人）Y社の少数派株主グループは、当該決議の無効確認訴訟を提起した。Seine 商事裁判所は、1957年5月18日判決によって、この訴えを棄却した。同判決を不服として、Xらが控訴したものである。被控訴人 $Y_2$、$Y_3$ は、それぞれ $Y_1$ 社の社長および副社長であり、$Y_1$ 社の共同訴訟人である。

#### (2) 判旨

控訴院は、

Xおよび17名の共同訴訟人が、1957年5月18日にセーヌ商事裁判所によりなされた判決、すなわち $Y_1$ 社の総会により1955年5月20日に決議された第2議題の無効確認請求を棄却した判決に対して申し立てた控訴、および当該決議によって彼らが被った損害に関する損害賠償支払請求に関して決定を下す；

1959年2月12日に示された彼らの最終申立書において、控訴人は、損害賠償支払請求については、再度の主張を行わなかった；

被控訴人たる会社、すなわち $Y_1$ 社は、1,700万フランの資本および6,800に分割された株式を有する株式会社であって、その中の4,026株を $Y_2$ ら3人の共同訴訟人が有しており、この共同訴訟人は、取締役会においても、同様に多数派であり、しかも、取締役会においては、$Y_2$ および $Y_3$ がそれぞれ社長および副社長の地位を占めていた；

会社設立の際には340万フランであった資本は、もっぱら準備金の組入れによっ

[2] Paris, 3e Ch., 28 février 1959, *J. C. P., éd. G.*, 1959, jur. n° 11175, note D. B.; *Gaz. Pal.*, 1959, p. 254 et suiv.,

て、1949 年には 680 万フランに、および 1950 年には 170 万フランに到達していた；設立以来、会社は、年商が 2,600 万フランから 1 億 9,400 万フランへと、そして利益が 1,699,293 フランから 15,834,729 フランへと累進的に推移するのを体験した；この 8 年間に、会社は、総額で 7,700 万フランの純利益を上げ、そのうちの 1,000 万のみが利益配当という措置によって分配され、残額は、何らかの名目で、準備金の積立てに充当された；

他のあらゆる契約と同様、会社契約においても、各々が、信義則に従い、契約が締結されたときの当事者の意図に従って、権利を行使し、義務を果たす義務を負う；

（契約に含まれている成果および分配を目的として）利益が定期的に、原則として各会計年度末に分配されることは、まさに会社契約の神髄である；ともかく、それは係争会社の定款の問題であるが、本件事案において、当事者の意思は確かにこのようなものであった；利益は、ブロックされるべきではなく、不測の必要または一時的な支出に備える配慮としてのみ準備金に積み立てられるべきであったということになる。しかし、これらの利益は、不動産化、設備の獲得、商品ストックの増加に使われており、あるいは企業の通常の運営および発展の継続に必要な運転資金の獲得のために使われており、いかなる場合にも、会社資本を補完することには役立っていないのである。このような手法は、法律および定款の確立した規則に対する違反を利用して実現された隠れた資本増加ということになる；

仲裁人 A が任務中にまとめた $Y_2$ 共同訴訟人の申立てそのものから、控訴人によって批判されている準備金は、1949 年および 1950 年に正規に行われた資本増加を除いて、投資（設備および在庫保管）ならびに企業の経済的繁栄の驚異的かつ持続的発展によって必要となった新規の資金供給のために使用されたことが判明する；

1954 年 12 月 31 日の貸借対照表は、170 万フランの法定準備金を除いて、蓄積されかつ以下の名目で記載されている利益を利用して積み立てられた 4,000 万を超える準備金を、すでに含んでいる：他の準備金：29,889,129 フラン；繰越金：3,403,891 フラン；技術調達に関する引当金：2,980,891 フラン；在庫に関する基金：3,006,012 フラン；リスクに関する引当金：915,000 フラン；これだけですでに、会社資本の額の 2 倍半と同額というこれらの準備金に直面して、1954 年に実現された利益からの 15,834,729 フランの（繰越金という名目のもとでの）準備金積立



ては、将来に対する正当な配慮によって、あるいは特別の一時支出に対応する必要性によって正当化されるものではなかった；この準備金積立ては、多くの先例と同様に、不可欠となった資本の正規の増加に訴えることなく、企業のこれからの運営および発展に備えたいという願望以外の説明および理由を見出すものではない；ゆえに、まさに、決議に参加した株主の多数によってなされた濫用的会社契約違反に直面していることが見出される；

他方、仲裁人 A の報告書によると、このような準備金により隠蔽された資本化、とくに 1955 年 5 月 20 日の決議によって生じた資本化は、公衆に対して、益々繁栄している会社の状況を隠蔽することによって、株式の相関的な価値の増大を妨げており、上場されている株式取引市場での流通価格を狂わせているのである。そして、この点に関して、異議は申し述べられていない；かくして、この観点から見れば、多数派の濫用的なイニシアティブが、控訴人から、期待すべき収入のみならず、公正な価格に従って株式を売却する有利な現金化の期待まで奪っていたのであると控訴人が主張するのは、合理的である；訴訟提起に関する控訴人の利益は、したがって疑うことを得ない；

かかる状況において、訴えを棄却した判決を破棄し、控訴人が 1959 年 2 月 12 日に示した申立てによって要求した文言中前述の控訴人の請求を正当なものとすることは、理由がある；

*以上の理由により：*

……X および 17 人の共同訴訟人の訴えは受け入れられる；そこには十分な理由がある；

攻撃された判決は破棄され、新たに以下の判示を行う。$Y_1$ 社の 1955 年 5 月 20 日の総会により決定された第 2 議題が、1954 年会計年度の利益から 15,384,729 フランにのぼる次期繰越金を決定したことは、権利の濫用（abus de droit）であるといえる；

結論として、前述の決議と法律上それに付随するすべての結果は無効であると宣告する。

### (3) 検討

本判決については、次款において、この判決に対する上告審判決である1961年4月18日破毀院判決と比較・検討する。

## 2. 破毀院民事部1961年4月18日判決[3]

### (1) 事実の概要

パリ控訴院が、Y社（被控訴人・上告人）の1955年通常総会決議を無効とした、前記1959年2月28日判決につき、Y社が、これを不服として上告したものである。

### (2) 判旨

破毀院は；

*判旨1点に関してなされた唯一の上告理由について：*

民法典1382条に関して[4]；

上告のなされている破棄判決における立証によると、Y株式会社の株主総会は、1955年5月20日に正規に開催され、多数決により、1954年度の利益を繰り越すことを決定した；少数派株主グループによって提起された請求にもとづいて、控訴院は、一方において、前会計年度においてすでに積立てられた「会社資本額の2倍半にあたる」準備金を確認して、「1954年に実現された利益からの15,834,729フランの繰越金という名目のもとでの準備金積立ては、将来に対する正当な配慮によって、あるいは特別の一時支出に対応する必要性によって正当化されるものではな」く、「この準備金積立ては、多くの先例と同様に、不可欠となった資本の正規の増加に訴えることなく、企業のこれからの運営および発展に備えたいという願望以外の説明および理由を見出すものではない」こと；他方において、「準備金により隠蔽された資本化」は、「公衆に対して、益々繁栄している会社の状況を隠蔽することによって、株式の相関的な価値の増大を妨げており、上場されている株式取引市場での流通価格を狂わせているのである。そして、この点に関して、異議は申し立てられていない；かくして、この観点から見れば、多数派の濫用的なイニシアティブが、控訴人から、期待すべき収入のみならず、公正な価格に従って株式を売却する有利な現金化の期待まで奪っていたのであると控訴人が主張するのは、合理的である」ことを理由として、当該決議が権利の濫用（abus de droit）であると判断し、この決議を無効とした；

しかしながら、かかる理由からは、係争の決議が会社の全体利益に反して、かつ少数派構成員を犠牲にして多数派構成員を優遇するという唯一の意図によってなされたということにはならない；

以上の結果、権利濫用としての性質が示されていないので、考慮すべきこの誤りにより、控訴院はその決定に法的根拠を与えていない；

*以上の理由により*、および他の2点の判旨に関しては、判定する必要が存在しないので：

1959年2月28日にパリ控訴院によって当事者に対してなされた原判決を破毀し、無効とし、アミアン控訴院に移送する[5]。

### (3) 検討

民法典1382条は、「他人に損害を惹起せしめた者の行為は、いかなる行為といえども、それが生じた原因たるフォートある者をして、その損害を賠償すべき義務を負わしめる」と定めている。不法行為に関する規定であるが、権利の濫用は、当該条文におけるフォートを構成しうるものとされている[6]。他方、社員の議決権は、民法典1844条1項により認められており、これは、社員の主要な権利の一つなのであるが、この権利も、社員が完全に自由に行使しうるものではなく、その濫用は許さ

---

[3] Cass. civ., sect. com., 18 avr. 1961, *J. C. P., éd. G.*, 1961, jur. n° 12164, note D. B., *Gaz. Pal.*, 7 du juil. 1961, p.15; *Thémis, Les grandes décisions de la jurisprudence, Les sociétés,* Y. Chartier et J. Mestre, 1988, n° 12, p. 52 et suiv., note J. Mestre.

[4] 民法典1382条については、本款(3)参照。

[5] 破毀院において原判決を破毀した場合には、原審裁判所に差し戻すのではなく、原審裁判所と同種·同格の裁判所に移送して再審理がなされる(山口俊夫『概説フランス法 上』(1987年)280頁および353頁参照)。

[6] フォートの意義に関しては、前章第2節2.(エ)参照。

れない。それゆえ、この理論によって、多数決の濫用は規制される[7]。

1961年4月18日破毀院判決は、「係争の決議が会社の全体利益に反して、かつ少数派構成員を犠牲にして多数派構成員を優遇するという唯一の意図によってなされたということにはならない」と、判示することによって、①会社の全体利益（l'intérêt général de la société）に反して、かつ②少数派構成員を犠牲にして多数派構成員を優遇するという唯一の意図によってなされた決議が多数決濫用決議であると定義した。多数決濫用の認定には、この2点が立証されなければならない。同判決は、決議が少数派の「期待すべき収入のみならず、公正な価格に従って株式を売却する有利な現金化の期待まで奪って」いるという事実は、上記2つの要件を満たすものではないと判断している。

また、「利益が定期的に……分配されることは、まさに会社契約の神髄である」と判示した1959年2月28日パリ控訴院判決を破毀することによって、破毀院は、利益を準備金に積み立てることは、原則として、それ自体が濫用を構成するものではなく、慎重な業務執行として認められるものであるということを明確にしている。しかし、準備金の積立ては常に、正当な業務執行であると判断されるわけではない。次節では、利益の準備金への積立てが、多数派の多数決濫用としてみとめられた事例につき、多数派による資本多数決濫用決議の具体的な内容および多数決濫用に対する制裁に関し、検討を行う。

---

[7] Jaque Mestre, Abus de majorité, abus de minorité, obs. sous Cass. com., 6 juin 1990 et Cass. com., 9 mars 1993, *Grands Arrêt du Droit des Affaires, 1995*, sous la direction de D. Vidal, 1995, n° 45, p.498.
民法典1844条「(1)すべて社員は、団体の決議に参加する権利を有する。」(谷口知平『仏蘭西民法[Ⅲ]財産所得法(2)現代外国法典叢書(16)[復刻版]』田中周友=川上太郎=小野木常=谷口知平=木村健助編(1956年復刻版) 310-312頁参照。)



## 第2節　多数派による多数決濫用決議に対する制裁
## ——破毀院商事部1990年6月6日判決[8]——

### (1) 事実の概要

Y有限会社（Huber有限会社：上告人）は、1980年6月および1984年6月に開催された総会の決議により、1979年度および1983年度の利益を社員に配当せずに準備金に積み立てた。X（Lamps共同訴訟人：被上告人）は、Y社の少数派社員である。

コルマール控訴院は、かかる多数派社員の投票が、少数派社員を害する権利濫用により瑕疵のあるものであるということを理由として、当該決議を無効とした。

そこでY社は、上告し、多数決濫用としての認定につき「係争中の決議が、会社利益に反して、かつ少数者の構成員を犠牲にして多数者構成員を優遇するという唯一の意図によってなされた」ことが立証されておらず、濫用としての特質が示されていないこと、および制裁について「総会決議の無効確認は、準備金に積み立てられた額の分配を伴うものではなく、利益分配がなされなかったことから生じた損害を回復するのに適した方法を構成するものではない以上、……係争中の決議の無効確認を宣告することはできない」ことを主張した。

### (2) 判旨

当破毀院は、

*2点の判旨に関してなされた上告 n° B-19.420 の唯一の上告理由について：*

1979年度および1983年度の利益を社員に配当せずに準備金に積み立てた多数派社員の投票が、少数派社員を害する権利濫用によって損なわれていたことを理由として、1980年6月および1984年6月に開催された総会の決議を無効としたこのような判決を、Y社は、非難している。すなわち、上告によると、一方においては、かかる理由からは、係争中の決議が会社利益に反して、かつ少数派構成員を犠牲に

---

[8] Cass. com., 6 juin 1990, *Grands Arrêt du Droit des Affaires, 1995*, sous la direction de D. Vidal, 1992, n° 44, obs. J. Mestre; Y. Reinhard, note sous Cass. com., 6 juin 1990, *Rev. trim. dr. com.*, 1990, p.10-11.

して多数派構成員を優遇するという唯一の意図においてなされたということにはならない；とくに控訴院は、一般的な理由によって、かかる準備金の設定は、「組織的とはなりえない」慎重な政策であるように思われると述べるにとどまっており、かかる政策が、本件において会社利益に反しているという点に関し、一切、明らかにしておらず、同様に、その組織的性格の立証もしていなかった；控訴院は、係争中の決議が、多数派社員に優位を与えたという点について、それ以上明らかにはしておらず、多数派社員に与えられた報酬に関する唯一の言及においても、その額が過度であったということも確認されておらず、その報酬が係争中の決議により認められた、あるいは増加されたという点については明らかにされていないので、この点につき不十分なものであった；同様に、控訴院は、利益の準備金への積み立て ── 社員全員の持分の価値を増大させるものである ── によって、多数派社員が受けていない損害を少数派社員に生ぜしめたという点に関してまったく触れておらず、その点につき、控訴院は、明らかであると考えてはいるものの、その特性を明示していない損害の存在を、単に肯定するにとどまっている；かくして、抑制的な控訴院が、権利濫用の特性を示さなかった以上、控訴院は、民法典1382 条に関し、その判決を適法に正当化していなかった；そしてまた、他方においては、惹起者の民事責任として例外的に制裁を受けるものとなる権利濫用は、これに対する制裁が、濫用惹起者に向けてなされ、かつ濫用によって生じた損害に対する適切な回復方法を構成する措置である場合にのみこれに根拠を与えることができる；総会決議の無効確認は、準備金に積み立てられた総額の分配をともなうものではまったくなく、利益分配がなされなかったことから生じた損害を回復するのに適した方法を構成するものでない以上、控訴院は、数名の者によって犯されたと考えられている濫用に根拠を求めて、会社に対し、係争中の決議の無効確認を宣言することはできない；にもかかわらず、当該決議の無効確認を宣言したために、控訴院は、民法典1382 条に違反したがゆえに；

しかし、一方において、原判決は、特段の理由、とくに、Y社の設立以来、営業によるすべての利益は、その全額が準備金に積み立てられ、かかる準備金への積立てが、企業の投資政策にいかなる効果ももたらすことなく、その額は、資本の額の 22 倍に達しているということ、およびその一方で、資本の 5 分の 4 を有する 2 人の社



員が、異常に急速に増大した巨額の報酬を意のままにしており、かつY社が占有し、その賃貸料を指揮者に支払わなければならない不動産に関して、通常であればY社によって行われるべきであった投資に代わって、個人的に、当該指揮者が投資を行うことが、この報酬によって可能となっていることを考慮している；さらに、積み立てられた準備金は、いっさい資本に組み入れられていないという事実、および定款により定められた会社外部の第三者への持分譲渡に関する制限により、持分価値を増大させえた未分配利益の回収へのすべての見込みが少数派社員から奪われていた；かくして、利益の準備金への組織的な積立てが、Y社の目的にも利益にもかなっていないということ、および当該決議が、少数派社員を犠牲にして多数派社員を優遇するものであるということを結果として示した控訴院は、多数派による権利濫用としての特質を明らかにしたがゆえに；

他方において、総会の際に議決権の行使に関して犯された濫用は、そのこと自身により、当該総会の決議の正規性を害するものであるがゆえに；

判旨1 点からも、2 点からも、当該上告理由は根拠を与えられていないということになることにかんがみ；

*2 点の判旨に関してなされた上告 n° W 88-19.783 の唯一の上告理由について：*

多数派社員に対してではなくY社に対して損害賠償請求がなされたということを理由として、1966 年 7 月 24 日法41 条に従い、総会の請求を受け入れられないと宣告したこのような確認判決を、Xは、非難している；かくして、上告によれば、一方において、1966 年 7 月 24 日法41条の文言に従えば、責任追及訴訟は、会社の無効により損害が生じている場合に、社員または原始業務執行者に対して提起されなければならないのであるが、本件は、会社の無効から生じた損害に関する問題ではなく、社員総会の濫用的決議により生じた損害に関する問題であった；以上の結果、控訴院は誤った適用をし、ゆえに 1966 年 7 月 24 日法41 条の規定に違反したということになる；他方において、会社の民事責任は、会社機関の過失ある行為によって課せられるのであり、社員総会、すなわち会社の決定機関が権限の濫用（un abus de pouvoir）を犯したのであれば、会社は、かかる濫用に関して損害を与えている結果に対する責任を負う。以上の結果、控訴院は民法典1382 条の規定に違反したということになる；

しかし、本判旨第1点において適切に非難された余分な理由を考慮に入れなければ、控訴院は、係争中の決議が、多数派の権利濫用によって認められたということを考慮に入れたのちに、かかる濫用を犯した多数派社員のみが請求者に対して総会の濫用につき責任をもたねばならなかったのであり、その結果、Y社に対して提起された訴訟は認められないと、正当に判示した；

上告理由が、受認せられえないものであるがゆえに；

*かかる理由により：*

上告を棄却する。

**(3) 検討**

(ア) 多数派による多数決濫用決議としての定義の具体的内容

前節で検討を行った1961年4月18日破毀院判決は、利益の準備金への積立ては、原則として、それ自体が濫用を構成するものではないことを明らかにしており、当該判決以後、破毀院の立場は変化していない[9]。しかし、準備金の積立て決議においても、その慎重かつ思慮深い法という平等の外観の背後に、実際には、社員間の本来の平等を侵す明らかな個人的利益が隠れている場合に、かかる決議は、多数派の濫用としての認定を、常に免れるうるとは限らない[10]。

1990年6月6日判決において、破毀院は、莫大な額の準備金積立てが企業の経営政策上何らの利益にもなっていないこと、ならびに準備金が資本に組み入れられず、かつ定款の同意条項により少数派株主が第三者に自らの持分を譲渡することは困難であり、少数派株主は本来資本から享受できたであろう利益を何ら獲得できなかったこと、この2点が前述の2つの要件を満たしており、当該決議は多数派の濫用を構成するものであると判示した。

しかしながら、当該判決は、かかる根拠を「特段の理由（motifs propres）」としており、普遍的には何をもって「会社の全体利益に反して、かつ少数者構成員を犠牲にして多数者構成員を優遇するという唯一の意図によってなされた」決議とするのかは明確ではない。

[9] J. Mestre, *supra.* note n° 7, p.499-500.

[10] Daniel Tricot, Abus de droits dans les sociétés, abus de majorité, abus de minorité, *Rev. trim. dr. com.*, 1994, p.619; J. Mestre, *supra.* note n° 7, p. 500-501.



1961年判決によって、多数派による多数決濫用の定義としての文言は明確にされたのであるが、その後も、その内容は個々の事例ごとに裁判官によって判断される結果になっている。この問題を解決するためには、何をもって会社利益とするかを明らかにする必要がある。しかしながら、会社利益とは何かについては、フランスにおける諸学説も見解は一致しておらず、この解明は、今後の課題として残されている。

(イ) 多数派による多数決濫用決議に対する制裁

総会決議に関する多数決の濫用は、民法典1382条違反として制裁の対象となりうる。不法行為に対する制裁すなわち不法行為により発生した損害に対する回復措置の内容および方法については、フランス民法典に規定がなく、裁判所が専権的にこれを定めるべきものと解されている。金銭による損害賠償が一般的であるが、裁判所は、他の損害回復の方法を命ずることができるとされる[11]。多数派による多数決濫用決議に対する制裁としては、無効確認宣告および金銭による損害賠償支払いが判例により認められており、これらの制裁は場合により併用される[12]。

上記1990年の破毀院判決は、「総会の際に議決権の行使に関して犯された濫用は、そのこと自身により、当該総会の決議の正規性を害するものである」ことを理由として、このような決議は無効であると判示している。

一方、1966年会社法360条2項は、「決議の無効は、本法の強行規定または契約を規律する強行規定違反のみから生ずることをうる」と定めており、民法典1382条にもとづく決議無効確認宣告は、会社法と抵触するのではないかという疑問が生じる。しかし、従来、一般法上の理論である権利濫用理論のもとにおいて、総会決議の無効確認が損害回復措置の一つとして判例により宣告されてきたという事実を肯定し、1966年会社法の制定以降も、多数決の濫用は無効原因として認められてい

[11] 谷口・前掲(注・7)313-314頁。

[12] Yves Guyon, *Droit des Affaires, tome 1, Droit commercial général et Sociétés*, 8 éd., 1994, n° 454.

るということが、学説においても通説となっているのであると思われる[13]。

[13] Georges Ripert et René Roblot , *Traité de Droit commercial* , Tome 1, 15e éd. par Michel Germain, 1993, n° 1221[1]; Y. Guyon, *supra.* note n° 12, nos 455 et suiv.



# 第3章　フランスにおける少数派による資本多数決濫用

## 序

多数派株主または社員が、自己の個人的利益に一致し、かつ会社の利益に反している決議を採択しうると同様に、少数派株主または社員も、会社利益には合致しているけれども自己の個人的利益を損なう決議については、その採択を妨げる可能性を有している。これは、少数派による多数決濫用の問題である。多数派の多数決濫用が起こりうるのと同様に少数派の多数決濫用が起こりうると考えるのは、何ら不思議なことではなく、フランスにおいては、実際上、この少数派の濫用に関する訴訟が相当数提起されている。

しかし、少数派による多数決濫用に対していかなる制裁を行いうるかについては、多数派による濫用と比較して、より難しい問題を抱えている。破毀院は、1992 年 1 月 14 日判決において、少数派による多数決濫用に対する制裁に関して、それ以前とは異なる態度を示し、新しい可能性を切り開くとともに、その後にも、興味深い重要な判断を打ち出している。

## 第 1 節　民法典 1382 条にもとづく制裁の可能性

### ——破毀院商事部 1992 年 1 月 14 日判決 (Vitama 判決)[1] ——

#### (1) 事実の概要

X 社（Vitama 有限会社：控訴人・上告人）は、会社の純資産（fonds propres ou capitaux propres）が資本の 2 分の 1 未満になっており、1966 年会社法35 条および68 条[2]にもとづき、会社の解散決議を行うか、あるいは資本減少の決議を行う必要

[1] Cass. com., 14 janvier 1992, *D.,* 1992, n° 26, jur., p.337; *J. C. P., éd. E,* 1992, jur. n° 21849; *Rev. Soc.*, 1992, p.44-45, note Ph. Merle; *Grands Arrêts du Droit des Affaires,* sous la direction de D. Vidal, 1992, n° 44, p.434, obs. J. Mestre.

[2] 会社法35 条「(1)有限会社の資本は、(1984 年 3 月 1 日法第84-148 号)5 万

があった。そのため、1986 年の非常総会において、会社の存続期限前は解散手続をなさないこと、そして 170 万フランの資本増加手続を実行するために 6 ケ月以内に再び社員総会を招集することを基本方針とする決議を全員一致で採択した。ところが、1987 年に開催された非常総会において、10 万フランから 230 万フランへの資本増加が提案され、これに対して $Y_1$ および $Y_2$（Tehranchi 夫妻：被控訴人、被上告人）が反対し、資本増加は達成されなかった。そのため、X 社が提訴し、かかる拒否は少数派の濫用を構成し、ゆえに計画されていた資本増加は実現されるべきであると主張した。

この訴えに対し、パリ控訴院は、本事案においては、少数派による反対は権利濫用と認められず、また仮に少数派による濫用が立証されたとしても、これは「損害賠償請求訴訟の可能性のみを結果として有するものであり、総会決議の採択をもたらす決定を裁判所がなすことを認めることはできない」と判示して、X 社の請求を棄却している。

X 社は上告し、同様の主張を繰り返している。

**(2) 判旨**

当破毀院は、

---

フラン以上でなければならない。(1967 年 7 月 12 日法第67-559 号)資本はその名義額が命令所定の額を下ることをえない均等の会社持分に分割される。」

会社法68 条「(Ⅰ)(1969 年 1 月 9 日法69-12 号;1983 年 4 月 30 日法第83-353 号)計算書類において確証される損失により、会社の純資産が(1981 年 12 月 30 日法81-1162号)会社資本の 2 分の 1 未満となった場合においては、社員は、かかる損失を示す計算書類の承認の時から 4 月内に会社の存続期限前における解散の適否を決定する。

(Ⅱ) (1969 年 1 月 6 日法69-12 号)前項の解散が定款変更に必要な多数決をもって宣言されないときは、期間内に(1981 年 12 月 30 日法81-1162 号)会社資本の半額に等しい額まで(1983 年 4 月 30 日法第83-353 号)純資産が再建されない場合には、損失の確証がなされた営業年度に続く 2 営業年度の終了までに、かつ35 条による規定の留保のもとに、準備金から組み入られえなかった損失と同等の額につき、遅滞なく資本が減少されなければならない。」

なお、本章において条文のみを掲げている場合は、当該会社法の条文である。



上告された判決によると、X 有限会社の持分の所持人であり、10 万フランから 230 万フランへの資本増加に関して決定をなすことになっていた 1987 年 5 月 4 日の総会に招集された $Y_1$ および $Y_2$ は、自分たちが提案された措置に反対するということを表明した；X 社は、この拒否が少数派による権利濫用を構成するということ、および、その結果として、基本方針が 1986 年 10 月 25 日の非常総会において決定されていた、企図されている資本増加を実行することが会社に対して認められる根拠があるということを主張して、彼らを被告として訴えたがゆえに；

*論旨第 1 点に関してなされた上告理由第1 点について：*

民法1134 条に関して；

1986 年 10 月 25 日の決議は、資本増加決議がその時点ですでになされているという意味を含むものではなく、判決の下された会社の存続期限前における解散手続をしない旨の単なる決定であり、およびその結果として、会社資本を減少させる、または会社資本の半分と等しい額にまで純資産を再建するということが会社の義務であったということを、原判決は、会社の請求を棄却するために考慮に入れているがゆえに；

会社の状況を検討し、1966 年 7 月 24 日法35 条および68 条の適用によってとるべき措置を決定するために招集された 1986 年 10 月 25 日の総会の議事録において、「1 号決議：社員集会(la collectivité des associés)は、資本の半額未満の純資産を明らかにせしめている 1985 年 12 月 31 日終期の営業年度の計算書類から浮かび上がっているような会社の状況を検証した後に、会社の存続期限前における解散の必要のないことを……決定している」および「2 号決議：社員集会は、170 万フランの額の 1 回の資本増加手続をとるために、6 ケ月以内に、再び招集されることを決定する；つぎに、法定期間内に、会社資本の再建が行われるであろう」と記載されており、ならびに、これらの決議が全員一致で採択されたことがそこに明確にされているのに、かかる判決を下して、控訴院は、この決議の射程距離を誤認していたがゆえに；

*および、論旨第 2 点に関してなされた上告理由第 2 点について：*

民法 1382 条に関して；

原判決がなしたように判決を下すために 、$Y_1$ および $Y_2$ が、係争の資本増加に反

対したことによって権利の濫用を犯したことが立証されていないということ、および、かかる濫用が立証されうるとしても、この状況は、損害賠償請求訴訟の可能性のみを、その結果として有しうるものであったと、原判決は判示しているがゆえに；

損害賠償支払いの可能性以外に、会社利益を考慮することを可能にする他の解決が存在するにもかかわらず、かかる判決を下したことにより、控訴院は、誤った適用により、上述の条文に違反したがゆえに；

*以上の理由により*、およびその他の点に関しては、判定する必要が存在しないので：

すべての条項に関し、パリ控訴院により、1990 年 1 月 26 日に当事者に対してなされた原判決を破毀し、無効とし；別の構成のパリ控訴院に移送する。

**(3) 検討**

前述のように、多数派の濫用の場合には、通常、民法典1382 条にもとづいて検討がなさており、多数派の濫用に対する制裁としては、決議の無効、および損害賠償が科されてきた。しかし、少数派が拒否権を濫用して決議に参加せず、このため、決議を行うことができなかった場合、あるいは、少数派の多数決濫用によって決議が否決された場合に、かかる決議に関して無効確認を宣告しうるか否かは論議すべき問題ではあるが、仮に、成立しなかった決議または否決された決議に対しさらに無効を宣告しても、会社または多数派が被った損害に対する回復措置として、実際にどのような効果がそこから得られるのかは疑問である。このため、本判決以前は、少数派の濫用に対する制裁としては、金銭による損害賠償支払いが可能性のある唯一の措置であると考えられており、通常、民法典1142条にもとづきその判断がなされていた。民法典1142 条は、債務不履行の場合に、その債務関係が損害賠償債務に転化される旨の規定である[3]。破毀院商事部は、本判決において、民法典1382 条を少数派の濫用に対する制裁の根拠条文として用いることによって、多数派の濫用に対する制裁と少数派の濫用に対する制裁は、本質的に異なるものではなく、少数派

[3] 民法1142 条「なしまたはなさざるべき債務関係はすべて、債務者側の不履行の場合には、損害賠償に転化する。」(田中周友『仏蘭西民法〔Ⅲ〕財産取得法(2) 現代外国法典叢書(16)』(1988 年復刻版)83、84 頁参照。)



による濫用においても、損害賠償支払いは適用しうる回復措置の一種でしかないと述べ、「会社利益を考慮することを可能にする他の解決が存在する」と判示した。

このため、本判決の後、「会社利益を考慮した解決」として、学説上、いくつかの措置が提案されている[4]。裁判上の取締役（administration judiciaire）、強制力のある命令（condamnation sous astreinte）等であるが、これらの措置に対しても、それぞれ批判がある。前者に対しては、裁判によって選任された取締役によって総会決議における投票の方向を決定することができるかどうか、また後者については、決議に賛成することを少数派に対して強制することができるのかどうか、およびこのような強制が実効性を持つか否かという批判である。

また、破毀院が「総会決議の採択をもたらす決定を裁判所がなすことはできない」と判示した原審判決を、本判決において破毀院が破毀したことにより、その後、学説において、少数派の濫用に対する制裁として、効力付与判決理論（la théorie des jugements valant actes）に対する期待が急速に高まった。これは、裁判官が、少数派によって否決された決議案に法的効力を与え、これを有効にすることができるとするものである[5]。しかし、この理論に対しては、裁判官による会社生活に対する干渉であるという強い批判がなされている。

かかる状況において、少数派による多数決濫用に関して示された新しい破毀院判決が、次の破毀院商事部 1992 年 7 月 15 日判決（Six 判決）である。

[4] Y. Reinhard, note sous Cass. com., 14 janvier 1992, *Rev. trim. dr. com.*, 1992, p.636-637.

[5] H. Le Nabasque, note sous Cass. com., 9 mars 1993, *Dr. Sociétés*, 1993, n° 95, p.10; Y. Reinhard, *supra*. note n° 4, p.636-637.

## 第2節　効力付与判決の否定

### ——破毀院商事部1992年7月15日判決 (Six 判決)[6] ——

**(1) 事実の概要**

X（Six：上告人）は、Y社（Tapisseries de France 有限会社：被上告人）の少数派社員であり、Y 社の株式会社への組織変更に反対していた。1966 年法69条および60 条[7]によって、有限会社から株式会社への組織変更は、会社持分の 4 分の 3 以上を要する特別決議によって決定されると定められているにもかかわらず、Y 社は、会社持分の 4 分の 3 未満の多数をもってこの組織変更を決定した。

X は、当該総会決議の無効確認を請求したのであるが、リモージュ控訴院は、少数派の濫用の存在を認め、その結果、X によってなされた会社決定の無効確認請求を棄却した。

本事案は、これを不服として、X が上告したものである。

**(2) 判旨**

当破毀院は、

*先行して、上告理由第2点について：*

民法典1382 条に関して；

X に対してその請求を棄却することにつき、X が会社生活に関する決議に参加することを組織的に棄権し、他の社員が望ましいと判断している決議をなすことを、かかる棄権をもって妨げることにより、少数派の濫用を行ったこと、株式会社への

---

[6] Cass. com., 15 juillet 1992, *J. C. P., éd. G.*, 1992, n° 46, Ⅱ n° 21944, note J. -F. Barbièri; *Gaz. Pal.*, 1992, n$^{os}$ 222 à 224, p.16, som.

[7] 会社法69 条「(Ⅰ)株式会社への組織変更は、有限会社が原初 2 会計年度の貸借対照表を作成しておらず、かつこれを社員により承認せしめていないときは、定款変更に必要な多数決をもって決せられることをえない。(後略)」
会社法60 条「(Ⅰ)その他のあらゆる定款変更は、(1982 年 7 月 10 日法第82-596 号 ) 会社持分の 4 分の 3 以上を有する社員により決せられる。より厳格な多数決要件を定める条項は、すべて記載がないものとみなされる。(後略)」



この組織変更が Y 社に損害を与えるものであるということを、X が一切立証していないこと、およびとくに、会社および破産に関し、会社指揮者である A に対して通知された法律違反の疑いは、1986 年 6 月 16 日の非常総会によってなされた決議の結果であったことを、控訴院は考慮している；

X が会社にとって必要不可欠な行為の実現を不可能にしているという点において、および他の社員全体を犠牲にして自己の利益のみを優遇せしめるという唯一の意図によって、X の態度が会社の全体利益に反しているということに関し、これを立証するには不適当な上述の理由によって決定を下したのであって、控訴院は、自らの決定に法的基礎を与えていない；

*および上告理由第 1 点について：*

1966 年 7 月 24 日法69 条に関して；

X に対してその請求を棄却することに関して、再び控訴院は、結果が会社利益に与える損害につき、係争中ではあるが、定款および 1986 年 1 月 1 日以降の会社の運営方法を決定した決議に対する無効確認の訴を棄却する以外の方法では回復されえない少数派の濫用が X により行われたことを考慮している；

会社持分の 4 分の 3 未満の多数により決定された有限会社から株式会社への組織変更は無効であり、少数派社員による権利濫用がたとえ立証されたとしても、これは、違法な決議に効力を生ぜしめるものではないにもかかわらず、このように判示したことによって、控訴院は上述の条文に違反している。

*以上の理由により：*

すべての条項に関し、リモージュ控訴院により、当事者に対して 1990 年 4 月 24 日になされた原判決を破毀し、無効とし；ポワティエール控訴院に移送する。

**(3) 検討**

(ア) 少数派による多数派濫用決議の定義

少数派が「会社にとって必要不可欠な活動を妨げている点につき、および他の社員全体を犠牲にして自己の利益を優遇せしめるという唯一の意図によって、少数派の態度が会社の全体利益に反している場合」に少数派の濫用が認められるという定義が、本判決およびつぎに検討する破毀院商事部 1993 年 3 月 9 日判決（Flandin

判決）において用いられている。この定義は新しいものではなく、これまでの判例においてすでに確立されたものである[8]。少数派の態度が、①会社にとって必要不可欠な活動の実現を妨げており、かつ②他の社員全体を犠牲にして自己の利益のみを優遇せしめるという意図にのみもとづいているという二つの要素が立証された場合にのみ、少数派による多数決濫用が認められるのである。

少数派の濫用決議の場合には、会社にとって「必要不可欠な活動（une opération essentielle）」が要件とされる点が、多数派の濫用決議の定義と異なる。「必要不可欠な活動」とはいかなる活動なのかという点については、次の Flandin 判決の検討において、本判決と比較・考察を行いたい。

(イ) 少数派による多数決濫用に対する制裁

会社法の強行規定に反してなされた決議の無効確認を少数派が請求し、これに対し、多数派は、少数派の濫用を根拠としてかかる決議が有効なものであることを主張したのであるが、破毀院は、たとえ少数派の濫用が立証されたとしても、これは、違法な決定に効力を生ぜしめるものではないと判示し、効力付与判決を拒否している。しかし、ある学説は、本判決は Vitama 判決よりも後退してはいるが、この判決によって、破毀院が少数派による濫用決議に対する制裁として効力付与判決自体を全面的に否定したと断言はできないと解している[9]。この学説は、本判決が、制裁の宣告につき、民法典1382 条ではなく会社法69 条を根拠条文としていることを理由に、かかる破毀院の判断は、会社の組織変更という事例に限定されていると主張する。しかしながら、なぜ組織変更の場合に限って効力付与判決をなすことができないのか、その理由については説明がなされていない。

やはり、破毀院は、Vitama 判決で示した立場に制限を設定したのであり、少数派の濫用に対する制裁として効力付与判決の可能性を自ら否定したといわざるをえないであろう。

[8] H. Le Nabasque, *supra.* note n° 5, n° 95, p.10; Y. Reinhard, note sous Paris 26 juin 1990, *Rev. trim. dr. com.*, 1990, p.594 参照。

[9] Y. Reinhard, note sous Cass. com., 15 juillet 1992, *Rev. trim. dr. com.*, 1993, p.113.



## 第３節　特別受任者選任の可能性

### ――破毀院商事部 1993 年３月９日判決 (Flandin 判決)[10] ――

**(1) 事実の概要**

「企業危機の予防および調停規則に関する 1984 年３月１法第 84-148 号（Loi n° 84-148 du 1984 1er mars. Prévention et règlement amiable des difficultés des entreprises. 以下、1984 年３月１日法と呼ぶ）」は、有限会社の最低資本金を２万フランから５万フランに引き上げると同時に、既存会社については1989 年３月１日までに資本増加を行うか、さもなければ当然に解散することを命じている。このため、X 社（Alarme Service Electronique 有限会社：控訴人・被上告人）の業務執行者は、1985 年に、書面決議（consultation écrite）により５万フランへの資本増加を社員に提案した。X 社の少数派社員である $Y_1$ および $Y_2$（Joseph Flandin および Marcel Flandin：被控訴人・上告人）の回答が得られず、この資本増加決議は成立しなかった。

50 万フラン以上への資本増加を決議するために 1988 年に開催された非常総会の際に、$Y_1$、$Y_2$は欠席し、この決議は不成立となった。

X 社は、この２人の社員の態度が少数派による権利濫用を構成するものであるとして、裁判所が当該資本増加額を自ら決定することを請求したが、ポー控訴院はこれを拒否し、係争の社員決議に対して判決による効力付与を宣告した[11]。

これに対して、$Y_1$ および $Y_2$ が上告したものである。

**(2) 判旨**

当破毀院は、

[10] Cass. com., 9 mars 1993, *D.*, 1993, n° 25, jur. p.363 – 365, note Y. Guyon; *Dr. Sociétés*, 1993, n° 95, note H. Le Nabasque; *Rev. Soc.*, 1993, p.403-404, note Ph. Merle; *Gaz. Pal.*, 1993, n°s 139, 140, p.40, som.; *Grands Arrêts du Droit des Affaires, 1995*, sous la direction de J. Mestre, E. Putman et D. Vidal, 1995, n° 45, p.498, obs. J. Mestre.

[11] Pau, 21 janvier 1991, *Rev. soc.*, 1992, p.46-50, note Ph. Merle; Ph. Merle, note sous Cass. com., 9 mars 1993, *Rev. Soc.*, 1993, p.404-405.

上告された原審判決によると、有限会社の最低資本金を5万フランとし、また、既存会社には1989年3月1日までにこれを実現するか、さもなければ当然に解散することを命じている1984年3月1日法の規定に従うために、X社の業務執行者は、書面決議による5万フランへの資本増加を社員に提案した；1985年5月24日付のこの決議結果に関する議事録により、資本増加決議が、必要な法定多数決を欠いたために否決されたことを確認している；会社資本を表象している204の持分に対して、それぞれ51および50の持分を有しているY$_1$およびY$_2$は、1988年1月4日および9月8日の非常総会を欠席し、かくして、このときには50万フラン以上への求められていた資本増加決議を妨げた；X社は、この2人の社員の態度が少数派による権利濫用を構成し、したがって、資本増加を実現させることを会社に授権する理由が存在することを主張して、2人を非難したがゆえに；

*論旨第1点および第2点に関してなされた唯一の判決理由について：*

民法1382条に関して；

Y$_1$およびY$_2$が、法的に必要とされており、かつ、会社の存続に不可欠である5万フラン以上への資本増加を妨げることによって、少数派の濫用を行ったことを適法に認めた後に、原審判決は、少数派の濫用があったことを確定するために、求められている50万フランへの資本増加が、作成された書類(les documents produits)によって正当化されていたこと、および、必要な決議を不当な方法で妨げているY$_1$およびY$_2$の非常総会における沈黙および欠席は、多数派を害し、かつ、そのことによって会社利益を害するというその意図の際立った特性から生じていたことをも認めているがゆえに；

会社の結果が順調であり、かつ繁栄しているということを控訴院は考慮していたにもかかわらず、Y$_1$の態度が会社の全体利益に反していたということに関し、Y$_1$が会社にとって必要不可欠な活動の実現を不可能にしていたという点につき、および他の社員全体を犠牲にして自己の利益のみを優遇するという唯一の意図において、Y$_1$の態度は会社の全体利益に反するものであったということに関し、立証するのに不適当な上述の理由にもとづいて判決をなしている点で、控訴院は、自らの判決に法的論拠を与え得ていないがゆえに；

および3点の論旨に関してなされた唯一の判決理由について：



*1966年7月24日法57条および60条に関して*[12]*；*

控訴院は、自らが認定した少数派の濫用に制裁を科するため、法定多数を充たさなければ可決されえなかった、求められていた資本増加を目的とする決議案の採択を、自己の判決がもたらすことを判示しているがゆえに；

裁判官は、法定権限を有している会社機関に代置しえず、一方、来るべき総会において権利を行使しない少数派社員を代理し、かつ、会社利益に合致していて、しかも少数派の正当な利益を侵害することもない決議という方向で、当該社員の名において投票をすることを目的とする受任者を、裁判官が選任することは、可能であったにもかかわらず、上述のように判決することによって、控訴院は前記条文に違反したがゆえに；

*以上の理由により：*

すべての条項に関し、ポー控訴院により、1991年1月21日に当事者に対してなされた原判決を破棄し、無効とし；トゥールーズ控訴院に移送する。

**(3) 検討**

(ア) 「会社にとって必要不可欠な活動」の意義

Six判決およびFlandin判決では、少数派の濫用としての特質を認定する要件の1つである「会社にとって必要不可欠な活動」をどのように判断しているであろうか。

Six判決において、他の社員によって望ましいと判断されている程度の決議は、必要不可欠な決議として認められていない。ある説によれば、決議案が有用または妥当であるだけではなく、不可欠な場合にのみ少数派の濫用は認められるのであり、換言すれば、採択を妨げられた決議案が会社利益に合致している、または少数派による反対が会社利益に反しているだけでは不十分であり、決議案が、会社利益の実現に不可欠であることが要件であると解されている[13]。

---

[12] 会社法57条「(I)決定は会議においてなされる。ただし、56条1項所定の承認を除き、すべてまたは数個の決定が社員の書面決議によりなされうる旨を定款により定めることをうる。」60条については、(注･7)参照。

[13] H. Le Nabasque, *supra.* note n° 5, n° 95, p.10.

しかしながら、多数派による濫用の場合は、決議が「会社利益に反している」ことにより濫用の要件の一つが満たされる一方で、少数派による濫用の場合には、少数派の態度が「会社利益に反している」だけでは濫用の要件を構成しないとすることには、疑問を感じる。多数派の濫用と少数派の濫用は、その本質を異にするものであるという説明が与えられていない以上、その認定に関しても、同様の基準をもってなすべきではないかと考える。

Flandin 判決において、会社にとって必要不可欠な活動として、最低資本金である5万フランまでの資本増加は認められているが、一方、50 万フランまでの資本増加は認められていない。この点から判断して、必要不可欠な活動とは、会社の存続にかかわる活動、および会社の存続を目的として強制される活動を指すと解する説も存在する[14]。

会社にとって必要不可欠な活動とは何かという問題は、少数派の拒否権の行使が濫用にあたるか否かの判断だけではなく、後述のように、少数派の濫用に対する制裁の考察にも影響を与えるものである。しかし、その具体的内容は、各事例ごとに裁判所によって判断がなされており、現在のところ、それらに共通する明確な判断基準は与えられていない。

(イ) 少数派による多数決濫用に対する制裁

Flandin 判決は、少数派の濫用に対する制裁という問題に関する Vitama 判決の射程距離を明確に示した。本判決において、破毀院は、法定権限を有している会社機関に自ら代置して効力付与判決をなすということはできないと判示し、効力付与判決という制裁を明示的に否定している。他方、新たな総会において、権利を行使しない少数派社員を代理し、かつ会社利益に合致し、しかも少数派の正当な利益を侵害することのない決議という方向で、当該社員の名において投票をすることを任務とする特別受任者（mandataire *ad hoc*）を裁判官が選任することは可能であると判示した。損害賠償以外の新しい措置を提案したことによって、破毀院は、Vitama 判決でとった自己の態度を完全に覆したわけではないことを示したといえよう。

[14] D. Tricot, Abus de droits dans les sociétés, abus de majorité, abus de minorité, *Rev. trim. dr. com.*, 1994, p.622; H. Le Nabasque, *supra.* note n° 5, n° 95, p.11.



しかしながら、特別受任者の選任という制裁によって、破毀院が少数派の濫用に対する制裁に関するすべての問題を解決したとは考えにくい。かかる受任者の選任に関して、以下のような指摘がなされている[15]。受任者は、反対者の正当な利益を尊重して、しかし会社利益に一致している決定という方向において投票することを任務としている。ところが、受任者が選任されうるのは、少数派の濫用が認められた場合であり、それは、少数派があまりにも利己的であって、決議が必要不可欠であると判断されている場合に限定される。実際に、裁判官によって必要不可欠であると認められている係争決議案に受任者が反対するとは考えにくい。結果として、かかる受任者の選任は、効力付与判決と同様の効果を有するものであり、時間的な経過によって損害が拡大する可能性を考えると、効力付与判決のほうが、より適切な措置といえるのではないであろうか。

## 第4節　効力付与判決

### —パリ控訴院第3民事部 1993 年 5 月 25 日判決 (Besson 判決)[16] —

#### (1) 事実の概要

$X_1$ 社（Degez 株式会社：原告・被控訴人）は、銀行委員会（comité des Etablissements de crédit）の認可およびフランス銀行の監督に服する銀行間取引の代理商（la profession d'agents des marchés d'interbancaires）を営んでいる。

当該会社の業務執行役員会長（président du directoire）の職務は $Y_1$（François Besson：被告・控訴人）によって、業務監査役会長（président du conseil de surveillance）の職務は $Y_2$（Paul-Louis Besson：被告・控訴人）によって、担われていた。資本は、Y ファミリー（Besson ファミリー）のメンバー、$Y_3$（Lèa Béziat：被告・控訴人）および $Y_4$（Anne-Marie Macé：被告・控訴人）（以下、Y グループと称する）によって出資されている。

1989 年 11 月 14 日に署名され、1989 年 11 月 22 日および 1990 年 2 月 12 日の

[15] H. Le Nabasque, *supra.* note n° 5, p.11-12.

[16] Paris 3e ch. civ., 25 mai 1993, *Rev. Soc.*, 1993, p.827-842, note G.

2つの補則によって補完された議定書によって、Aグループ（Vielグループ）の一員である$X_2$社（Viel et Cie社：被控訴人）は、$X_1$社の資本に関してその65％の資本参加をし、850万フランを限度とするの資本増加を引き受けた。それに対して、Yグループは 、150万フランを限度にこの資本増加を引き受け、交互計算の額（ses comptes-courants）を200万フラン増加し、その限度額を1,165万フランに固定した。

フランス銀行は、1990年3月30日に効力が生じたこの支配権の取得に、承認を与えた。

出資獲得の後、数ヶ月のうちに、$X_1$社の財務状況は悪化した。フランス銀行は、$X_1$社に、1990年11月23日、純資産の不足を通知しており、1990年12月4日、400万フランの資本増加を決議するために、非常総会が招集された。Yグループの構成員は、決議に参加しなかった。

$X_1$社らは、1991年1月3日および8日に、少数派の濫用の成立、100万フランの損害賠償の宣言、1990年12月4日の総会の招集通知の文言について、$X_1$社の資本増加に関する議案のすべてを判決が法律的に有効とする旨を求めて、Yグループのメンバーを提訴した。

パリ商事裁判所（2部）は、1991年9月24日に下された判決（第1判決）によって、資本増加に対するYグループによる反対は、会社利益と相容れない個人的な利益を押しつけたものであり、したがって少数派の濫用を構成し、これを宣告する措置の対象ととしながらも、裁判所は、 会社機関に自ら代置することを望まず、1990年12月4日の総会決議に対する効力付与を求める請求を棄却すると判示し、少数派の濫用によって惹起された損害の回復として、10万フランを連帯してAグループに支払うことを$Y_1$、$Y_3$および$Y_4$らに命じている。

かかる訴訟の経過の間、$X_1$社の状態は、Aグループに よって1991年1月から9月にかけて行われた500万フラン以上の交互計算による払込みにもかかわらず、悪化し続け、1,200万フランの固有資本の出資が遅滞なく行われるよう、フランス銀行によって請求がなされた。

---

Durand-Lépine.



12,368,000フランの資本増加を決議するため、1991年1月24日に非常総会が招集され、これに対して、Yグループの株主が反対して、少数派の拒否権を行使した。

$X_1$社らは、1991年7月25日、8月6日および7日に、1,500万フランの損害賠償の支払いおよび1991年6月24日の総会の議事日程に記載されている$X_1$社の資本増加に関する議案のすべてに判決が効力を付与する宣告を求めて、Yグループのメンバーを提訴した。

パリ商事裁判所（4部）は、1992年1月30日の判決（第2判決）により、1991年6月24日の総会の際に$X_1$社の資本増加に反対したYグループの拒否は、新たな少数派の濫用を構成していること、およびこの拒否が非常総会の機能停止を引き起こしているために、この資本増加に関する議案のすべてに効力を付与することは、判決の効力に含まれるものであることを認め、レフェレ（仮執行）[17]でもって、$X_1$社の12,368,000フランの額の資本増加に関する1991年6月24日の非常総会に服せしめられた議案の全体を効力のあるものとしている。

パリ商事裁判所（2部）により1991年9月24日に下された判決（第1判決）に関しては$Y_2$、$Y_3$および$Y_4$らによって、またパリ商事裁判所（4部）により1992年1月30日に下された判決（第2判決）に関し、$Y_1$および$Y_2$らによって、また$Y_3$および$Y_4$によっても控訴が申し立てられた。

＜控訴院における当事者の控訴理由および主張＞

$Y_2$および$Y_3$らは、1991年9月24日の判決（第1判決）が破棄されるべきであると主張した。

Aグループの行為は、$X_1$社の利益とは程遠いものであり、企業の分割・寸断に導いていること、さらにまた$X_2$社が拒否権を有する少数派を消滅させること、すなわち非常総会において、$X_2$社が「現金」部門を獲得する可能性を妨ぎ、会社資産をもとのままの状態に保存するということをこの消極的な投票は目的としているという

---

[17] レフェレとは、フランス新民事訴訟法(Nouveau Code de Procédure Civile)上、わが国の民事保全上の仮処分に照応するものである。詳しくは、本田耕一『レフェレの研究 ── フランスにおける仮処分命令の発令要件 ── 』(1997年)参照。

ことを理由として、控訴人は、少数派の濫用につき責任があるということに対して異議を唱えており、控訴人は、この点につき、被控訴人の要求の全体が棄却されることを請求している。

$Y_3$らは、1992年1月30日の判決（第2判決）の破棄を主張した。

フランス銀行は相互計算による出資（un apport en compte-courant）による純資産の再建のみを単に要求したのであり、決して資本増加そのものを要求したわけではなかったこと、および後に都合のよい決議によって「現金」部門の譲渡をその後に非常総会で正当化しうるように、Yグループの出資分担比率を引き下げることが目的であったことを、控訴人は主張している。

資本増加を拒否することによって、$X_1$社の事業活力の衰弱および同企業の市場での地位の低下を防ぐという自らの固有の利益と $X_1$ 社の会社利益がある面では一致しており、この会社利益 において自分達は行動しているのであると、控訴人は主張し、少数派の濫用の存在にもとづく請求全体がAグループのメンバーに対して棄却されることを控訴人は求めている。

$Y_3$および$Y_4$は、1992年1月30日判決の破棄を求めている。

$X_1$社の明白な赤字の状況に関して$X_2$社が有していた明白な意識、監督官庁の介入を招く目的でかかる状況を拡大するままにさせていたと考えられる同社の態度、およびYグループの排斥をともなう再建措置の準備によって性質づけられる詐欺的操作を 利用して$X_1$社を吸収合併する意図を$X_2$社が有していたことを、控訴人は主張している。

控訴人は、自らは詐欺の犠牲者であり、自己の個人利益を優先せしめているAグループが生み出した利益との衝突が、資本増加決議に対する拒否を正当化しているが ゆえに、少数派の濫用は証明されていないと主張し、損害賠償として5万フランを控訴人に支払うよう、Aグループに対して命じる宣告がなされることを控訴人は請求している。

被控訴人である$X_1$社および$X_2$社らは、$X_1$社の支配権を取得する際の同社の財務状況は、報告された数字によって覆い隠され、かつ数人の代表者の不正な行為ないし一部詐欺的な行為により劣悪な状況にあったということを強調している。

新たな金銭出資は企業の存続に必要であり、各株主は、資本に対する権利の比率



に応じて、資本増加の範囲でその金銭出資に参加するべきであったこと、および$X_1$社の資産を最良の条件で現金化するという唯一の配慮に対するYグループの組織的な妨害は、少数派の濫用を性質づけるものであることを、被控訴人は主張している。

被控訴人は、負債保証の利用に関することを除き、1991年9月24日判決（第1判決）の是認、ならびに判決が資本増加を法的に有効なものとしていることに関して、1992年1月30日判決（第2判決）の是認を主張しており、かつ、損害賠償の名のもとでの200万フランの金員の支払い宣告によって、少数派の濫用により被った損害の回復を請求している。

**(2) 判旨**

控訴院は：

とくに資本増加を経ており、$X_2$社による支配権の取得の後に$X_1$社に対し実施された再建措置（des mesures de redressment）のうち同一の当事者間において生じている訴訟に関するものである訴訟91-24107号および92-7810号を、損害の関連性を理由として、併合して然るべきであると考える；……

少数派の濫用に関して：

銀行の媒介代理商としての資格を守るために Y グループの株主によって望まれた$X_1$社による多数支配の取得の後、少数派とはなったけれども少数派として拒否権を有しているYグループの株主は、2度繰り返して$X_2$社の資本増加を拒否したのであり；

$X_2$社による850万フラン、および交互計算に関しても200万フランを提供したYグループによってさらになされた150万フランの出資にもかかわらず、$X_1$社の総取引高は、1990年中に減少して18,374,460フランでしかなくなり、そして、支配権取得のベースとなった会社計算書類において示されたものよりも多額の20,835,002フランという負債状況が明らかになっているのであり；

フランス銀行による1989年中の関与が、$X_2$社をしてその出資分担を増大させ、かつYグループをしてその交互計算を固定せしめたのであり、フランス銀行は600万フランに達する損失が事前の9月30日に記載されたこと、および企業活動に見合う純資産の提出を確保するために、最低600万フランの出資を非常に短期間のな

かで実行することが必要であるということを、1990年11月23日に$X_1$社に対して通知したのであり；

少数派の拒否権を行使したYグループの株主により拒否された4,019,800フランの額の$X_1$社の資本増加を議事日程に記載している非常総会が1990年12月4日に招集されたのは、かかる状況においてであり；

資本増加の欠如を補うために、$X_2$社は、1991年の1月から9月までに、総額500万フランの交互計算における出資をしたのであり；

フランス銀行は、1991年5月16日に、$X_1$社の取締役会長に、以下の文面で信書を送っている：「……貴社は、相次ぐ損失の結果、固有資本は完全に消費され、社員の交互計算による116億4,000万フランを考慮しても、1991年3月31日に、101億3,900万フランの純資産の欠如を明らかにしています。

1990年11月23日付けの当行の信書のなかで、当行は、貴社の企業活動に見合う純資産の提供を確実にすることを可能にせしめる出資を行うよう貴下に要求いたしました。いかなる措置もとられなかったこと、およびそれ以降に登録された新たな損失によって12億フラン以上の純資産の出資が遅滞なく行われる必要があるということを、当行は指摘いたします」；

フランス銀行は、1991年6月15日までに措置がとられることを要求していた；

議事日程に12,368,000フランの資本増加を記載した非常総会が1991年6月24日に招集されたが、これは、少数派の拒否権を再び作用せしめたYグループの株主によって拒否されたのであり；

しかしながら、純資産が会社資本の半分未満となっており、銀行間取引の仲介という活動に見合う純資産の保有を監視しているフランス銀行の監督のもとにその活動がおかれていた$X_1$社の状況は、資本増加を必要としていたのであり；

仮に、1991年5月16日の信書のなかで、フランス銀行による交互計算における前貸しが純資産の評価のために考慮に入れられたとしても、それは、資金の一時的な窮乏を補うことにあてられるのであり、また、社員の債権である以上、純資産の不足を改善するものではないのであり；

交互計算上の出資による資金調達というこの可能性は、会社の解散を避けること、および損失による資本の消費を確認していた監督官庁の命令に応じるための純資産



の再建義務をまぬがれるために、Yグループの株主によって、援用されることはできないのであり；

この資金調達の可能性は、1回目の資本増加に対する拒否の後、$X_2$社による実行まで限界を示しており、そして1991年5月16日のフランス銀行の信書において同銀行が確認しているとおり、$X_1$社の財務状況の改善となって表れなかったのであり；

監督官庁は、2年間、その命令の更新をしながら、寛大な態度を示していた。しかし、1991年11月25日に$X_1$社の社長に対して、営業所の書類が銀行委員会に服せしめられうることを通知したのであるから、$X_1$社の存続および 銀行の取引仲介業に関する認可の維持には、純資産の再建についてフランス銀行により要求されている資本に相応する資本増加が必要不可欠であったと考える；

さらに深刻な状況において、資本増加を決議することに関し、少数派株主によって繰り返された拒否は濫用であり；

少数派としての拒否権を失うことにより損なわれるおそれのある自己の利益を少数派株主が防御することは正当なことであるとしても、かかる防御によって会社の存続それ自体を危険にさらす程度にまで会社を害することに、自らを導くべきではなかったのであり；

現金部門の放棄に関する決議は、非常総会にではなく会社の指揮機関の権限に属するものであり、かつ有益なものであったにもかかわらず、これを放棄せずに会社資産を保護するという配慮によって、少数派株主は、自己の態度を正当化しようと試みているのであり；

少数派株主は、自らが会社を再建するためのパートナーを探していたときに当該企業が陥っていた状況についてはこれを想起することをせず、短期間に企業の再建を達成しなかったことについて、$X_1$社に相当な額を投資したAグループを非難しており；

現金部門の譲渡、ついでフラン部門の閉鎖は、為替部門に関する活動を再び中心に据えることによって状況を健全にし、かつ再建を確保するというために決定されたのであるから、$Y_3$および$Y_4$によって言及された詐欺の告訴は、根拠を欠くものである。なぜなら、$X_2$社の意図が、$X_1$社を解体することであったならば、1990

年4月以降、同社が約1,700万フランを投入して$X_1$社の資金調達を唯一確保してきたことが不可解であり；

多数派グループによって続けられた政策を罰するために資本増加を2度繰り返して妨げたものの、すべての再建措置が失敗する運命にあったとは主張しておらず、少数派株主は、会社の再建に不可欠な資本を$X_1$社から奪うことによって同社の機能を停止させ、かつその存続を危険にさらしたのであり；

少数派株主は自己の権利を濫用したのであって、自らが引き起こした損害を回復するよう宣告されなければならないのであり；

400万フランの資本増加に対する拒否の際に確認された少数派の1回目の濫用を制裁し、それにより生じた損害を回復するために、原審は、$X_2$社がその損害の程度を明示していなかったことを強調して、10万フランの損害賠償を宣告するにとどまったのであり；

少数派株主によってなされた拒否の結果、監督官庁がその後1,280万フランの出資を要請しなければならなくなり、企業の再建がその時点で不可能となった状況下において、資金の前貸しを行うことのみを多数派グループに強制することになったのであるから、この拒否による損害は確実なものであるとしても、$X_2$社は、控訴院において、この損害の要素をより以上に明確にはしておらず、少数派が犯した2つの濫用に対する200万フランの金員を要求するにとどまっているのであり；

かかる状況において被った損害は、本判決により是認される1991年9月24日判決において原審によって与えられた金員によって、適切に回復されたように思われると考える；

少数派の2つの濫用を制裁し、かつその結果生じている損害を回復するために、原審は、12,368,000フランの額の$X_1$社の 資本増加を有効であるとしたのであり；

損害賠償の宣告が、少数派株主の行った濫用につきその回復に対する通常の方法であるとしても、かかる宣告は、利害対立により会社の存続に必要不可欠な資本の出資が奪われている会社の機能停止をもたらしている場合には適切でなく、かつ、企業を救済するために、被控訴人たる多数派株主により実行された資金調達ならびに再建にかかわる諸措置が再び問題となることを考慮して；

会社の基礎的選択を決定するために会社機関に代置することは、裁判官に属するものではないとしても、濫用としての特質の認定がなされたのち、株主グループの相反する利益より上位に置くべき会社利益に従って、濫用を正すべき唯一の救済措置をなすことは、裁判官に課されているものであり；



$X_1$社の存続に必須の資本増加を妨げ、かつ銀行の取引仲介業の認可を失わせしめる危険および清算を招く危険を冒すことを決心した少数派株主グループに対して、一審の裁判官は、資本増加自体に法的効力を付与することによって、膠着した状況から脱出しうる唯一の判決を当然に下したのであり；

$X_1$社の会社資本の額を現金により全額引き受け済みの21,953,200フランに至らしめること、および同社の状況を再建することを可能にした当該判決は、是認されなければならないのであり；

会社資本の増加に対する効力付与は、損害を排除し、少数派の濫用によって引き起こされた損害を回復する唯一の措置であって、被控訴人には、損害賠償に関する競合請求をなす根拠はないと考える；

控訴人ならびに$Y_3$および$Y_4$については、その要求は認められない……；

かかる理由により；

訴訟92-24107号および92-7810号は併合され；

保証に関する約定という名目で暫定的に支払われた金員の額に関する点を除き、1991年9月24日判決を承認する；……

1992年1月30日判決を承認する；

**(3) 検討**

本判決において、パリ控訴院は、Flandin判決により破毀院商事部が明瞭に示したその解決に従うことを拒否し、少数派株主の濫用に対する制裁として効力付与判決をなし、会社利益に従う「唯一の救済措置（la mesure propre）」として、これを正当化している。

切迫した緊急の事態において、会社の存続に不可欠な決議を採択することを可能にするという大胆かつ特色ある制裁を、パリ控訴院の裁判官が宣告したことにつき、

評価する説もある[18]。しかし、この見解も、少数派の濫用すべてが効力付与判決によって体系的に制裁されるとまで考えているのではなく、会社の存続に不可欠な活動に対する反対のみが、かかる制裁を受けると考えているようである。かかる解釈においては、「会社に必要不可欠な活動」が「会社の存続に不可欠な活動」のみを指すのか、それとも「会社に必要不可欠な活動」と認められる活動が他にもあるのかという問題の解決が必要となる。その選択いかんによって、少数派の濫用において、制裁として効力付与判決を宣告しうる範囲が異なってくるからである。

また、前述のように、効力付与判決に関しては、会社機関に対する裁判官による容認しがたい干渉であるという批判が強い。これに対して、多数派あるいは少数派のいずれの濫用であれ、決議につきまたは決議が成立しなかったことにつき、そもそも濫用を認定すること自体が、会社生活に対する裁判所による干渉であるとする説が、一方に存在している[19]。この見地に従えば、濫用を認定した後に、少数派による濫用に対して効力付与判決をなすことは、多数派による濫用に対して無効確認を宣告するのと同じレベルの措置であり、濫用に対する制裁として容認することができるであろう。

## 第5節　判例の動向

少数派による資本多数決濫用に関する事例は、「商事会社法をヨーロッパ共同体委員会1976年12月13日第2指令に調和せしめる1981年12月30日法第81-1162号（Loi n° 81-1162 du 30 décembre. Mise en harmmonie du droit des sociétés commerciales avec la deuxième directive du conseil des communautés européennes du 13 déc. 1976.）」および1984年3月1日法によって、株式会社の保有すべき純資産比率につき改正がなされたことと、1984年3月1日法により有限会社の最低資本金が引き上げられたことに伴って増加したものであり、また、上記破毀院商事部1992年1月14日判決（Vitama判決）が、少数派の濫用に対する

[18] G. Durand-Lépine, note sous Paris 3e Ch. civ., 25 mai 1993, *Rev. Soc.*, 1993, p.837, 838; H. Le Nabasque, *supra*. note n° 5, n° 95, p.10.
[19] Ph. Merle, *supra*. note n° 11, p.406.



制裁に関する新たな姿勢をうち出したことによって、制裁という問題に関して学説上も、議論が活発に行われるようになった。

ここ数年は、この問題を扱う事例も数多くはなく[20]、これは、やはり改正直後の混乱が落ち着いてきているからではないかと推察される。

このため、上記破毀院商事部1993年3月9日判決（Flandin判決）以降、破毀院の態度の変化による判例理論に動きはないものと思われる。

現在のフランス判例理論を確認する意味で、破毀院民事部1998年5月5日判決（Couvaud判決）に関する判例評釈[21]について触れておきたい。

この判決は、少数派の多数決濫用に関する定義、およびその制裁につき、ともに、典型的な事例であると評されている。

固有資本の再建を少数派株主が妨げた事件である。会社の純資産が、会社資本の2分の1未満となった場合の期限前の解散、あるいは資本増加につき決議するための非常総会において、期限前の解散については、多数派により否決されたが、資本増加を決議するには、所定の多数を欠いていた。

(7) 少数派による多数決濫用の定義

破毀院は、少数派株主の資本多数決濫用を認定するにあたり、「会社にとって必要不可欠な行為の実現を妨げているという点に関し、および他の社員全体を犠牲にして自己の個人的利益を優遇するという唯一の意図において、会社の全体利益に反する態度」という定義を繰り返している。また、この①会社を危機に陥れること、および②利己的利益の追求という要件の両者が立証されなければならないという点についても、変化していない。

①の要件について、当該事件では、資本増加がなされなければ会社は存続できなかったのであり、この点の立証につき、まったく問題はなかったといわれる。

ただここで、最近の判例は「治癒的資本再建（recapitalisation thérapeutique）」

[20] Trib. com. Lons le Saunier, 7 juillet 1995, inédit, *Rev. trim. dr. com.*, 1996, p.75-76; Cass. com., 27 mai 1997, *J. C. P., éd. E,* 1997, n° 30, pan. n° 801.参照。
[21] C. Champaud, D. Danet, sous. Cass. com., 5 mai 1998, *Rev. trim. dr. com.*, 1998, p. 619 – 621.

「安楽的資本再建（recapitalisation de confort）」という概念を区別しているということが指摘されている。「治癒的資本再建」とは、これを欠くと会社が存続し得ないものであり、これが、少数派による濫用の要件にあたる。「安楽的資本再建」とは、準備金資本組入れのように、この措置がなされなかった場合に、たとえ、資金構造に不安定を生ずるとしても、活動の継続を決定的に妨げるものでなければ、少数派の多数決濫用の要件を充たすものとは認められないとされる。

②の要件について、この事件では、甲会社の少数派株主の義理の息子が競業会社を設立し、当該会社の持ち分を、少数派株主は有していた。甲会社の少数派株主は、他の少数派から株式を取得し、これにより、資本増加に対する拒否権を行使しうるだけの資本比率を有することとなった。この株主の、資本増加に対する反対は、甲会社の財政的救済措置を妨害し、競業会社の利益を図ることを目的とするものであったといわれる。

これは、明快に②の要件を充たすものであるとされる。

(イ) 少数派による多数決濫用に対する制裁

少数派の多数決濫用決議に対する制裁としては、少数派に代置し、資本増加に投票する任務を負う特別受任者の選任が、会社によって請求されており、これが認められている。

少数派の多数決濫用に対する制裁としては、この特別受任者の選任が、一般に受け入れられているようであり、当該評釈においても、理論的に破綻のない制裁であると評価されている。



# 第４章　資本多数決濫用理論と権利濫用理論

## 序

わが国においても、株式会社の基本的事項については、株主総会により、原則として資本多数決のもとに意思決定がなされる（商 241 条 1 項）。株式会社は、多数の出資者から多額の資金を集め、これを資本化する制度として、多数の株主により成立することが予定されているため、会社所有者たる株主による会社の意思決定は、株主総会という会議体によって行われることが要求されている（商 230 条ノ 10）。出資者は、株主総会における議決権の行使を介して会社の基本的事項につき、意思決定をなすのである。出資者に対してその出資に比例した企業支配の機会を認めることは資本団体の本質であるといわれており、株主は、株主総会において、出資額に応じて議決権を有し、総会の決議は、議決権の多数の賛成を得ることによって成立することを原則とする[1]。

これは、株主総会の成立手続が、法令・定款に違反することなく、またその決議内容が適法であることを前提とするものであって、法は、決議の適正を図るために、

[1] 石井照久「株式の大衆化と株式会社の形態」『株主総会の研究』（1958 年）52-53 頁、同「株主総会決議の瑕疵　その一」同書 88 頁、同「株主総会決議の瑕疵　その二」同書 207 頁、龍田節「資本多数決の濫用とフランス法」法学論叢 66 巻 1 号（1959 年）31-33 頁、大隅健一郎『株主総会』大隅健一郎編（1969 年）3-5 頁、菱田政宏『株主総会』大隅健一郎編（1969 年）137 頁、河本一郎『現代会社法〔新訂第 7 版〕』（1995 年）36 頁、同『新版　注釈会社法（5）』上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表（1986 年）230 頁、戸田修三『株主の権利――法的地位の総合分析――』崎田直次編著(1991 年)187 頁、川島いづみ「少数株主の保護制度」『重要論点　会社法』酒巻俊雄=志村治美=新山雄三編(1996 年)131 頁参照。

種々の規制を設けている[2]。しかし、形式的には法令・定款に違反しないけれども、実質的に見ると不公正な決議の成立する可能性が残されていないとはいえず、この点については、フランス法と同様であるといえよう[3]。

わが国では、この問題に関する判例はきわめて少ない[4]。他方、この問題は、いわゆる「多数決濫用」として、古くから議論がなされており、わが国の多数決濫用理論は、学説のレベルにおいて、非常に高い水準を示しているという評価もある[5]。

ところが、多数決濫用と呼びながら[6]、濫用とは何を指すのか、その理論の構成

---

[2] 西原寛一「株主権の濫用とその対策」『末川先生還暦記念 民事法の諸問題』(1953年)272-273頁参照、龍田「株主総会における議決権ないし多数決の濫用」『末川先生古稀記念 権利の濫用 中』133頁、同・前掲論文(注・1)31-33頁、石井「新株式会社法における多数決の反省」『株主総会の研究』(1958年)53、65頁。

[3] 龍田・前掲論文(注・1)31-33頁参照。

[4] 神田秀樹「資本多数決と株主間の利害調整(1)」法学協会雑誌98巻6号(1981年)800-807頁、岩原紳作『新版 注釈会社法(5)』上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編集代表(1986年)324頁、別府三郎『大株主権力の抑制措置の研究』(1992年)280-281頁参照。

[5] 神田・前掲論文(注・4)807頁、別府・前掲書(注・4)250頁参照。

[6] 「多数決原則の濫用」、「多数決制の濫用」、「多数決の濫用」、「資本多数決の濫用」、「多数者の濫用」等、様々な呼称があるが、いずれも、ほぼ同義であると思われる（田中誠二「株式会社に於ける多数決原則の濫用」法学協会雑誌42巻9号（1924年）117頁以下、小栗栖國道「株式会社に於ける多数者の濫用」法学論叢16巻3号（1926年）388頁以下、豊崎光衛「株式会社における資本多数決の濫用(1～5・完)」法学協会雑誌58巻(1940年）1号1頁以下、同2号32頁以下、同3号24頁以下、同5号23頁以下、同6号43頁以下、龍田節・前掲論文（注・1）31頁以下、同「資本多数決の濫用とドイツ法(1～2)」法学論叢68巻(1960年)1号88頁以下、同2号44頁以下、同・前掲論文(注・2)126頁以下、西原・前掲論文(注・2)255頁以下、大隅健一郎「決議をなす動機ないし目的の不法と株主総会の効力」



を明白に述べている見解は少なく、一部の学説が、権利濫用理論すなわち議決権の濫用をその理論的根拠として指摘しているに過ぎない[7]。根拠を権利濫用理論に求める学説にあっても、その議論の中心は、多数決濫用決議として認めるべき要件あるいはその決議の効果についてであり、多数決濫用理論としての構成自体はほとんど論じられておらず、資本多数決という制度の濫用と権利の濫用とが、どのように結びついているのかについての明確な説明はなされていない。これは、多数決濫用という概念を認める目的が、上の不公正な内容の総会決議の効力を問うためのものであり、したがって、従来の理論の研究においては、多数決濫用が存在した場合の決議の効力をどのように考えるのかという問題、および決議の効力が問われうる場合の要件は何かという問題に重心が置かれ、その理論構成自体の探究は副次的な問題であるとされてきたからであろう[8]。

しかしながら、重要な問題として扱われてきている、不公正な決議の効力（取消しうべき決議なのか、無効なのか、あるいは有効なのか）という問題について考察を行い、そして、この問題を解明するには、その前提として、多数決濫用理論の理論構成を明らかにすることが必要なのではないだろうか。

本章では、このような観点から、資本多数決濫用理論につき、その理論構成、とくに多数決濫用理論と権利濫用理論との関連、および株主総会決議における多数決

---

『商事法判例研究 <2>』（1973年)7頁以下、別府・前掲書(注・4)277-302頁他参照)。

[7] 龍田・前掲論文(注・2)146頁、別府・前掲書(注・4)278頁。

なお、大隅健一郎「株主総会の決議の良俗違反について」『京大訣別記念法学論文集』(1933年)203頁以下は、株主の議決権を「会社の明白なる侵害において行使することは、明らかに正当なる権利行使の範囲をゆ越するものであり、いわゆる権利濫用にほかならないのであって、かかる不法の表決にもとづいて成立せる決議は、従って、良俗に違反するもの」であり、その効力が否定されると説いていた。

[8] 豊崎・前掲「株式会社における資本多数決の濫用(1)」(注・6)824頁、龍田・前掲論文(注・2)136、145頁、神田・前掲論文(注・4)797頁参照。

濫用の効果、この2点に関し、フランス法との比較検討を通して、若干の考察を試みるものである。

## 第1節　フランスの資本多数決濫用理論

### 1. 多数派の資本多数決濫用と権利濫用理論

フランスにおいて、いわゆる多数決濫用理論は、総会における不公正な決議を規制することを目的として生み出されたものであり、その目的のために発展してきたことについては、第1章で述べたとおりである。その変遷を経て、現在は、権利濫用理論によって多数決濫用を規制する立場が学説・判例上の通説となっている。

フランス現行法において、権利濫用に関する直接の規定は法典上存在しない。これを法律上いかに取り扱うべきかに関しては、「他人に損害を惹起せしめた者の行為は、いかなる行為といえども、それが生じた原因たるフォートある者をして、その損害を賠償すべき義務を負わしめる」と定める民法典 1382 条がきわめて弾力性に富む規定であることを認めて、権利濫用の概念は同条の定めるフォートの概念の一形態であるとの解釈がなされている[9]。この見解により、不法行為の一般的規定たる同条が、権利濫用に適用される。同条違反、すなわち不法行為により発生した損害に対する回復措置の内容および方法については、フランス民法典に規定がない。したがって、同条違反に対する制裁は、裁判所が専権的にこれを定めるべきものと解されており、権利濫用に対する制裁についても、金銭賠償・現状回復または将来に対する不作為の請求が認められうるとされている[10]。

権利濫用理論という一般法理を根拠としたうえで、どのような総会決議を多数派による多数決濫用決議であると認定するのかについては、前述のように、その定義が 1961 年 4 月 18 日破毀院判決によって確立されたのであるが、同判決は、当該事件の「決議が、会社の全体利益に反して、かつ少数派構成員を犠牲にして多数派構成員を優遇するという唯一の意図によってなされ」ておらず、その結果、「権利濫用（abus de droit）としての特質は示されていない」と判示している[11]。

これによると、決議につき、権利濫用の存在を否定することが、すなわち多数決濫用の存在を否定することとなっている。これは、当該判決に特有の法理論ではない。

フランスでは、個々の社員の議決権（droit de vote）はもとより多数派の権限（droit de majorité）すなわち総会における多数派の決定権についても、ともに会社利益のために行使すべきものと解されており、したがって多数派がこの権限ないし権利を利己的・個人的な目的に利用し、その結果、会社および少数者に損害が発生した場合に、このような権限・権利の行使は、濫用であると認められ、民法典 1382 条違反を構成すると考えられる[12]。

一方、決議が、会社利益に反し、かつ少数派を犠牲にして決議がなされていたことが認められた場合に、多数派による多数決の濫用（abus de majorité）が認定される。ゆえに、多数決濫用の認定は、会社利益に反し、かつ少数派を犠牲にする決議であることの認定であり、すなわちこれは、会社利益に反し、かつ少数派を犠牲にして多数派の権限（決定権）が行使されたということの認定であると解すること

---

[9] 末川博「フランスにおける権利濫用理論」『権利濫用の研究』(1949 年)116 頁、江川英文「フランス法における権利濫用論」比較法研究 3 号(1951 年)30 頁。

民法典 1382 条については、第 1 章 2 節 2.(1)参照。

[10] 末川・前掲論文(注・9)144-145 頁、谷口知平『現代外国法典叢書(16) 仏蘭西民法〔Ⅲ〕 財産取得法(2)[復刻版]』(1988 年)313-314 頁。

[11] 多数派による多数決濫用に関する数多くの判例の中で、abus de majorité(多数決濫用)と abus de droit(権利濫用)あるいは abus de droit de majorité(多数派の権利濫用)という文言は、明確に区別がなされていないが、近時の判例は、主に abus de majorité という表現を用いている。

[12] Jaque Mestre, Abus de majorité, Abus de minorité, obs. sous Cass. com., 6 juin 1990 et Cass. com. 9 mars 1993, *Grands arrêts du droit des affaires*, sous la direction de J. Mestre, E. Putman et D. Vidal, 1995, n° 45, p. 498 – 499; 龍田・前掲論文（注・1）53-55 頁、谷口・前掲書(注・10)310-312 頁参照。

ができる。かかる権限（決定権）の行使は、権利濫用理論のもとに規制される。

このように、フランスにおいては、多数決濫用が認定された場合には、同時に、多数派の権限（決定権）の濫用（abus de droit de majorité）が併存するものと考えられていると解される。多数決濫用の立証はただちに多数派の決定権の濫用すなわち権利濫用の立証ということになる結果、多数決濫用は、権利濫用理論に服するのである。よって、多数決濫用決議は、決議それ自体が権利濫用によってその正規性が害されており、民法典 1382 条にもとづいて制裁がなされる。前述のように、同条違反に対する制裁に関しては、民法典に規定がなく、裁判所によって決定されるのであるが、多数派による多数決濫用決議に対する制裁としては、無効確認宣告および金銭による損害賠償が判例により認められており、これらの制裁は場合により併用される[13]。

以上のように、フランス法において、多数決濫用と多数派株主の権利ないし権限（決定権）濫用とは、両者の関係がいわばコインの裏表のように一体的に捉えられており、権利濫用理論が、多数決濫用に対する制裁の理論的根拠ともなっているのである。

権利濫用と多数決濫用との関連を、株主の会社権という概念にもとづいて説明することを可能にする学説が存在する。Dominique Schmidt の主張するこの見解は、個人権理論に立脚するものである。第 1 章で述べたように、フランスでは、1867 年会社法の 1913 年改正に伴い、固有権理論は、多数決濫用の規制に援用すべき理論としては放棄されてしまったのであるが、このことによって、多数決によっても株主から奪い得ない権利という概念そのものが失われてしまったのではなく、その後も、新しい構成の固有権あるいは個人権理論によって、かかる権利の存在することが主張されている。これらの新しい固有権・個人権理論は、会社利益という観点から固有権または個人権概念を決定しようとする見解である。

Schmidt の個人権理論は、まず、個々の株主の有する権利の全体を個人権（droits individuels）と位置づけ、さらに個人権を固有権（droits propres）と会社権（droits sociaux）とに分けて考察する[14]。

出資財産に対する対価として正当な報酬を享受する権利が固有権である。他方、会社に出資された財産が多数決原則によって支配される結果、株主は自らの出資財産の使途に直接関与する権利を必然的に喪失するのであるが、その喪失の対価として、団体利益（intérêts du groupe）のために会社運営に関与しうる権利が株主に与えられる。これらの権利が会社権である。株主の議決権は、会社権の 1 つである。

株主の固有権は、すべての株主によって自己の直接利益のために行使され、その結果として直接的かつ排他的に株主自身の利益になる。これに対して、会社権は、会社および社員全体の利益のためにのみ行使されるべき権利である[15]。

つぎに、団体利益については、以下のように説明がなされている。この説のいう団体利益とは、会社全体の利益すなわち会社利益を指すものと考えられる。そもそも会社の中には 2 種類の利益、すなわち団体利益と各株主の個人的利益（intérêts individuels）が共存しており、前者の実現が後者の充足に勝るという意味で、団体利益が、個人的利益よりも上位に存する利益であるということができる。通常、株主は、団体利益の実現によって、その個人的利益が充足されるのであるが、一定の場合には、個人的利益を犠牲にしてのみ団体利益が達せられるということがあることは否定できない。しかしながら、団体利益の優越は、結果として各株主の個人的利益の充足以外の結果を有するべきではないのである[16]。

以上のように、この学説によると、株主は、固有権および会社権を個人権として有している。会社権は団体利益のためにのみ行使すべき権利であり、会社権行使の目的となるべき団体利益は、個人的利益に優越する。しかし、その団体利益の追求は、結果的に、株主の個人的利益にとって有益なものでなければならないという制限を受けるのである。

---

[13] Yves Guyon, *Droit des Affaires, tome 1, Droit commercial général et Sociétés*, 8 éd., 1994, n° 454.

[14] Dominique Schmidt, Les droits de la minorité dans la Société Anonyme, Bibliothéque de droit commercial, tome 21, 1970, n$^{os}$ 48 et suiv.

[15] D. Schmidt, *supra*. note n° 14, n$^{os}$ 52-55.

[16] D. Schmidt, *supra*. note n° 14, n$^{os}$ 57-60.

かかる理論からは、団体利益（＝会社利益）に反して、会社権を行使することはできないのであるから、団体利益（＝会社利益）に反する不当な多数決決議が、過失により、または害意により成立した場合には、同時に、会社権の不当な行使が存在することになる。あるいは、結果的に株主の個人的利益に利しえない多数決決議が、過失または害意をもってなされた場合に、このような決議は不当であるとすることができ、また同時に、株主による会社権の不当な行使が存在することになる[17]。このように考えると、不当な多数決決議は、会社権の不当な行使によって生ずるということができる。ここから、多数決濫用決議を株主の議決権濫用との関係において捉えることが可能になる。

### 2．少数派の資本多数決濫用と権利濫用理論

少数派による多数決濫用（abus de minorité）の定義も、多数派の濫用の定義と同様、現在、確立されたものとなっている。「少数派が、会社にとって必要不可欠な活動の実現を妨げていたという点において、および他の社員全体を犠牲にして自己の利益のみを優遇せしめるという唯一の意図において、少数派の態度が会社の全体利益に反していた場合」に、少数派の濫用が認められるというものである。

少数派の多数決濫用理論も、その理論構成は多数派の多数決濫用理論と同様に、少数派の権限（決定権）の濫用（abus de droit de minorité）を根拠にして構築されるものと考えられ、第3章でみたように、1992年1月14日破毀院商事部判決以降、民法典1382条にもとづく制裁に服すると解されるようになった。ただし、少数派の場合には、多数決の濫用であるか否かを判断する際の要件として、会社にとって必要不可欠な活動の実現を妨げていたということが、多数派の場合の要件に加重されている。

多数派の濫用の場合と異なり、少数派の濫用によって決議が成立しなかった場合、あるいは決議が否決された場合に、決議の無効を宣告しても、会社または多数派の救済として、実際上、そこから何らかの効果が得られるとは考えにくいために、フランスの判例・学説上、少数派の多数決濫用に対する制裁としては、民法典1382条にもとづいて、金銭による損害賠償のほか、裁判上の取締役（administrateurs judiciaires）の選任、特別受任者（mandataire *ad hoc*）の選任、効力付与判決（jugement valant actes）等の可能性が考察されていることは、前述のとおりである。ゆえに、決議無効が、実際上制裁としての効果を発揮しえない少数派の濫用にとって、多数決濫用が、民法典に従って制裁され、したがって裁判所の専権事項として柔軟な制裁が科される可能性が存在していることは、重要な意味を有している。

[17] Schmidtは、多数決濫用について、過失または害意を、その要件として考察している（D. Schmidt, *supra*. note n° 14, n°s 190 et suiv.）。



## 第2節　わが国の資本多数決濫用理論

多数決濫用に関しては、わが国においても、かなり古くから比較法的研究を中心に論議がなされている。濫用の概念あるいは要件については、後述するが、株主総会決議が多数決濫用によって成立している場合に、かかる決議の効力については、これを否定する場合のあることを認めるのが、わが国の従来の支配的見解であった[18]。ただし、その効果については、決議内容の違法な場合として決議無効事由とする説[19]、特別利害関係人が決議に加わった場合とのバランスから決議取消事由と解する説に分かれており[20]、また、無効事由にも取消事由にもならないとする説も存在した[21]。

この議論は、昭和56年商法改正の際に、株主総会決議の瑕疵に関する規定につき、決議取消訴訟の対象を拡張し、無効事由を限定するという改正がなされたため

[18] 龍田・前掲論文(注・2)131頁、神田・前掲論文(注・4)797頁、岩原・前掲書(注・4)316頁、他参照。

[19] 龍田・前掲論文(注・2)143、146頁、鈴木竹雄『新版　会社法』(1968年)123、130頁、松田二郎『会社法概論』(1968年)200頁。

[20] 大森忠夫『新版　会社法講義〔改訂版〕』(1972年)198-199頁、大隅健一郎＝今井宏『会社法論　中巻』(1982年)118－120頁。

[21] 石井照久「株主総会決議の瑕疵」『株主総会の研究』(1958年)177、229頁、同・前掲論文(注・2)69頁。

に、その後、姿を変えることになる。しかし、多数決濫用の理論構成そのものがほとんど論じられていないという状況は、その後も変わっていない。本節は、多数決濫用理論の法理構成と、それにもとづく効果について論じるものである。

まず最初に、本節で論じる多数決濫用概念を把握するために、その要件につき、フランス法との比較を通して明らかにすることを試みる。

### 1．資本多数決濫用の要件

#### (1) フランスにおける資本多数決濫用認定の要件

フランスの多数決濫用認定の要件については、第2章および3章で検討を行った。重複を避けるため、ここでは、簡潔に要点を述べるにとどめる。

フランスの多数決濫用決議の要件は、多数派による場合と少数派による場合とで異なる。多数派による多数決濫用の場合には、決議が(a)会社利益に反していること、および(b)自らを優遇し、他の構成員を犠牲にして自らを優遇する意図によってなされていること、そして(c)この2点が、ともに立証されなければならない。どちらか一方の立証を欠いても、それは、多数派の多数決濫用とは認められない。少数派による濫用の場合は、これに、(d)会社にとって必要不可欠な活動の実現を妨げていたという要点が、加えられる。

換言すれば、多数決濫用としての認定には、多数派による濫用であれ、少数派によるものであれ、少なくとも、①会社利益を侵害し、かつ②株主間に不平等をもたらした決議であることが、認められなければならないのである。

#### (2) わが国における資本多数決濫用認定の要件

わが国のいわゆる多数決濫用理論研究は、とくに、資本多数決濫用として決議の効力が問われうる場合の要件は何かということが、重要なひとつの問題として扱われてきている。この多数決濫用の要件については、詳細な研究がなされており[22]、

[22] 豊崎·前掲「株式会社における資本多数決の濫用(1)」(注·6)824、852-853頁、西原·前掲論文(注·2)271頁、龍田·前掲論文(注·2)136-143、145頁、神田·前掲論文(注·4)797頁、別府·前掲書(注·4)281頁。



現在、わが国では一般に、「株主ことに大株主が、自己または第三者の純個人的利益を追求して、客観的に見て著しく不公正な内容の決議を成立せしめ、これにより会社または少数株主の利益を侵害すること」(傍点筆者)と定義されている[23]。

この要件のうち、会社あるいは少数株主の利益の侵害こそが重要なメルクマールであると考えられており、株主が、自己または第三者の純個人的利益を追求したという主観的要件の存在は、損害または決議内容の不当性という客観的要件が具備された場合に、推定または立証されると解されている[24]。

わが国の多数決濫用理論研究において、会社利益自体を論じているものは多くないようであるが、英・米・仏・独法との比較法的考察にもとづいて以下のように検討しているものがある。

会社利益とは、営利目的の実現により達成されるものである。ここで営利目的とは、具体的な会社設立の目的等とは異なる抽象的な会社目的であって、前者の変更に関わらず通常存すべきいわゆる一般的目的である。そして株式会社において、株主は、会社が営利目的を追求して繁栄していくことに期待するのであるから、会社の利益は株主の利益とこの点において一致し、前者は後者の反射あるいは実現にほかならない。これは、株式会社の目的に応じ株主の種々の正当な利益の核心を統合した理念的なものと考えられている[25]。

このように多数決濫用の要件を「会社利益」侵害という点をメルクマールにして定義していく考え方に対し、一般的・抽象的にはそれ以上の定義は困難であろうとしながらも、定義自体は多数決濫用問題にとってほんの入り口にすぎず、どのような場合に「会社利益」が侵害されたといえるかがもっとも困難で重要な問題である

[23] 岩原·前掲書(注·4)247頁。

[24] 豊崎·前掲「株式会社における資本多数決の濫用(1)」(注·6)853頁、龍田·前掲論文(注·2)138頁、別府·前掲書(注·4)281頁。

[25] 豊崎·前掲「株式会社における資本多数決の濫用(1)」(注·6)850頁、神田·前掲論文(注·4)797頁。別府·前掲書(注·4)281頁は、「会社利益とは、会社の存続と均等な発展、および株式会社法の規定と一致しうるものとして、株主に期待しうべき営利を目的とする利益」であるとしている。

との指摘もなされており[26]、他方、多数決濫用の要件は、本来各個の決議事項につき具体的に検討すべきものであるとの見解も存在する[27]。

前述のように、この問題につき、フランスにおいても、学説の見解が一致しておらず、何をもって会社利益とするかという、その具体的な内容は、それぞれのケースにもとづき判断されている。

多数決濫用の要件に関して、本論文は、少数派株主もまた多数派株主と同様に資本多数決を濫用する可能性を有するという観点から、上述の要件についてはこれを、多数派株主による多数決濫用の要件であると解する。とはいうものの、これまでのところわが国においては、少数派による多数決濫用については、議論がなされていないがゆえに、多数決濫用に関する従来の定義も、単に少数派の多数決濫用という概念が含まれていないだけであって、少数派の多数決濫用の可能性を明確に否定して構築されたものではないと思われる。したがって、少数派による多数決濫用の要件を、多数派の場合とパラレルに考え、「少数派株主が、自己または第三者の純個人的利益を追求して決議の成立を妨げており、この決議の不成立が客観的に見て著しく不公正であって、会社または多数派株主の利益を侵害するものであること」とすることも可能であると思われる。しかしながら、フランス法においても、少数派の濫用と多数派の濫用の定義には差があるのであり、軽々に結論づけることは差し控えたい。ただし、わが国の従来の要件に従うとしても、多数派によって決議が成立せしめられた場合だけでなく、少数派によって決議が否決あるいは不成立となった場合をも包含する多数決濫用要件を、今後考察することが必要であろう。

### (3) 日仏法の比較

上述のように、わが国の多数決濫用の要件は、(a) 自己または第三者の純個人的利益を追求していることおよび (b) 会社または他の株主の利益を侵害していることである。前述したが、(a) に関しては、(b) につき立証されれば、そこから推定もしくは立証されると解釈されている。

---

[26] 龍田・前掲「資本多数決の濫用とドイツ法(1)」(注・6)90-91 頁。

[27] 龍田・前掲論文(注・2)136 頁、豊崎・前掲論文 853 頁参照。



この要件によると、①会社利益を侵害している決議、および②株主間に不平等をもたらした決議、この両者が、多数決濫用決議の概念に包含されることとなる。

したがって、わが国における資本多数決概念は、二重の要件を重畳的に要求しているフランス法におけるそれと比して、概念としては広く、要件としては軽いということができる。わが国の資本多数決濫用概念とは、会社利益侵害というカテゴリーおよび株主間の不平等というカテゴリー、この 2 つのカテゴリーをあわせた広い範囲をカバーし、いずれかに該当すればよいといえるのではないだろうか[28]。このような理解のもとでは、株主平等原則違反が、資本多数決濫用の要件の 1 つであるということができよう[29]。

---

[28] 多数決濫用は株主間の利害調整の問題であり、会社利益の侵害については問題とはしなくてもよいとの見解があるが（龍田・前掲論文(注・2)143、145 頁、神田秀樹「資本多数決と株主間の利害調整(5・完)」法学協会雑誌 99 巻 2 号(1982 年)289 頁、岩原・前掲書(注・4)325 頁)、この見解には、賛同できない(本節 2.(2)(イ)参照)。

龍田・前掲論文(注・2)136 頁以下は、多数決濫用が問題になると考えられる主要な事項として、(1)役員報酬、(2)合併・営業譲渡、(3)計算書類の承認・清算承認、(4)第三者に対する新株引受権の付与、および(5)資本減少を挙げている。しかし、これらの中で、株主間に不平等を生じないけれども、会社の利益が侵害される場合がありうるであろう。例として、(ア)役員報酬に関し、株主ではない役員に対して、その職務に不相応な高額の報酬を支払うことによって、株主への利益配当額が減少し、内部留保資本が減殺される場合、(イ)株主が利害関係を有していない相手会社ないし相手方との合併・営業譲渡の契約条件が、取引の通念に照らして著しく不公正である場合、(ウ)非株主である使用人給与その他不当に高額の経費が計上され、株主には利益配当を行わないあるいは不当に少額しか配当しない場合、等が挙げられる。

[29] 神田・前掲論文(注・4)792 頁、岩原・前掲書(注・4)326 頁、大隅健一郎=今井宏『最新会社法概説〔新版〕』(1991 年)59 頁、鳥山恭一「株主平等原則・資本多数決原則」『争点ノート 商法Ⅰ〔総則・会社法〕[改訂版]』奥島隆康

ここで、「会社利益の侵害または株主間の不平等」を包含するわが国の多数決濫用概念と、「会社利益を侵害しかつ株主間に不平等を生じる」場合のみを意味するフランス法のいう多数決濫用概念 ── 重度の多数決濫用 ── とは、明確に区別する必要があると考える。なぜなら、この両者は、わが国においてはともに多数決濫用のカテゴリーに含まれるけれども、その効果を異にするものと考えるからである。

後者の概念 ── 重度の多数決濫用 ── は、前者の概念の範疇に含まれるのであるが、この重度の多数決濫用が、総会決議に与える瑕疵は、多数決濫用による瑕疵の中でも、重大なものとなるということができる。

つぎに、上の解釈にもとづいて、多数決濫用決議に関し、「会社利益を侵害しかつ他の株主の利益を害している場合」と、「会社利益または他の株主の利益を侵害している場合」とに区別して、その効果について、考察を行う。

### 2. 資本多数決濫用決議の効力

#### (1) 会社の利益を侵害しかつ他の株主の利益を侵害する著しく不公正な内容の決議

わが国においても、フランス同様、一般私法原理として権利の濫用は許されず(民法1条3項)、株主の議決権もこれを濫用してはならない[30]。株主が自己または第三者の純個人的利益を追求して議決権を行使し、これにより会社利益を侵害し、かつ他の株主の利益を害するならば、その議決権の行使は権利の濫用であり、ゆえに、

編(1991年)77頁参照。

ただし、株主平等原則そのものも、その概念は明確でなく、近時、さまざまな角度から議論がなされている(西尾幸夫「株主平等の原則とその例外」『重要論点 会社法』酒巻俊雄=志村治美=新山雄三編(1996年)121-130頁、出口正義『株主権法理の展開』(1991年)129-209頁、上村達男「株主平等原則」『特別講義商法Ⅰ』竹内昭夫編(1995年)13-28頁、森本滋「株主平等原則と株式社員権論」商事法務1401号(1995年)2-7頁参照)。

[30] 龍田・前掲論文(注・2)146頁、別府・前掲書(注・4)278頁。



その効力を否定されることになる[31]。しかし、単にある株主の議決権の行使が、権利の濫用であったとしても、その株主の議決権行使が、決議の成立に影響を与えない場合は、決議そのものに瑕疵は生じておらず、その権利の濫用を論じたところで、実質的意味はない[32]。しかし、そのような株主の議決権行使が、結果として決議の決定権をもつに至ったときに、著しく不公正な決議が成立し、問題が発生する。

結果的に多数派株主が、客観的に見て著しく不公正な内容の決議を成立せしめ、これにより会社利益を侵害し、かつ少数派株主の利益を侵害したと認められる場合には、この決議を成立せしめる決定権を有した多数派株主は、自己または第三者の純個人的利益を追求して、その決定権を行使したものと推定ないし立証されることとなる。ゆえに、この決定権行使は権利の濫用であり、そのような決定権の行使により成立した決議は、決定権を有した株主全体としての権利濫用すなわち民法1条3項違反の瑕疵を帯びることになって、法的効果が否定されることになる[33]。自らを成立せしめた決定権の行使が権利濫用であるかかる決議は、結局、決議そのものの効力が無効であるということになるのである[34]。このように、多数決の濫用と株主の決定権の濫用とを、フランス法と同じように、表裏一体として把握することによって、「会社利益を侵害しかつ他の株主の利益を侵害する」多数決濫用決議について

[31] 大隅=今井・前掲書(注・20)118頁参照。

権利濫用と判定された場合の効果については、一般的に、当該の権利行使が適法であれば本来与えられるべき法的効果が生じないことになるものと理解されている(安永正昭『新版 注釈民法(1)』谷口知平=石田喜久夫編(1988年)136頁)。

[32] 大隅=今井・前掲書(注・20)53、113頁参照。

[33] 田中誠二『再全訂 会社法詳論 上巻』(1982年)504-505頁、稲葉威雄『改正会社法』(1982年)178頁参照。

[34] フランス破毀院商事部1990年6月6日判決は、「総会の際に議決権の行使に関する濫用は、そのこと自身により、当該総会の決議の正規性を害する」ものであって、このような決議は無効であると判示した(第2章第2節参照)。

は、決議そのものが権利濫用の瑕疵を帯びていると解釈することが可能となる。

少数派による多数決濫用の場合にも、以上の理論は妥当する。少数派株主が、決議を否決あるいは不成立としたことが、客観的に見て著しく不公正であり、このことにより会社利益を侵害し、かつ多数派株主の利益を侵害したと認められる場合には、この決定権の行使は権利濫用であり、すなわち民法1条3項違反の瑕疵を帯びることになる。

ただし、少数派の濫用の場合には、決議の無効という救済は、実際上、救済としての意味を持たない。この点は、わが国においても、今後議論がなされなければならない問題である。そして、わが現行法上、少数派による多数決濫用決議の効果につき、商法の規定によって、実際的な救済を図ることは、不可能であるといわざるをえず、この点から見ても、「会社利益を侵害しかつ他の株主の利益を侵害する」多数決濫用に関しては、一般法上の権利濫用理論に服するものと解し、これにもとづいて、実際的な救済を検討すべきであろう。

### (2) 会社または他の株主の利益を侵害する著しく不公正な決議

わが国における従来の多数決濫用概念の対象は、会社または他の株主の利益を侵害する著しく不公正な決議であり、これは、株主間の不平等または会社利益に対する侵害を包含するものである。

瑕疵ある株主総会決議の効力については、昭和56年の商法改正によって改正がなされ、現行商法247条1項3号は、決議につき特別利害関係を有する株主が議決権を行使したことにより、著しく不当な決議がなされたときは、株主、取締役または監査役は、訴えをもって決議の取り消しを請求することができると定めた。

この247条1項3号のいう「著しく不当な決議」とは、多数決濫用を指すものと考えられており[35]、これはすなわち、従来からわが国でいう広義の多数決濫用を意味すると解される。

---

[35] 大隅=今井・前掲書(注・20)118-119頁、岩原・前掲書(注・4)322頁、荒谷裕子「株主総会決議の瑕疵」『重要論点 会社法』酒巻俊雄=志村治美=新山雄三編(1996年)295頁。



(ア) 他の株主の利益を侵害する著しく不公正な決議

＜特別利害関係の存在する場合＞ 247条1項3号の取消事由には、「著しく不当な決議」という要件のほかに、「特別利害関係」の要件が定められている。これは、同号が、多数決濫用をすべて取消事由とするものではなく、「著しく不当な決議」という概念に「特別利害関係人」概念によって絞りをかけるものであると解される[36]。

したがって、多数決濫用決議であり、かつ特別利害関係人の議決権行使によって成立したものが、247条1項3号の射程範囲ということになる。

この特別利害関係人概念に関しては、昭和56年改正前239条5項の特別利害関係人概念のように、その範囲を強いて狭く解する必要はないとするのが、多数説である。多数決濫用からの救済という観点からみても、特別利害関係人概念については、できうる限り広く捉えるのが妥当であろう。

＜特別利害関係の存在を認めがたい場合＞ 他の株主の利益を侵害する著しく不公正な決議であって、この決議につき特別利害関係の存在をただちに認めがたい場合については、どのように考えられるのであろうか。

この問題につき、同号の適用を認める見解も多い。その根拠は、主に、このような決議を有効と扱うことはできないが、当然に無効とすることは特別利害関係人の参加による場合とのバランスを失し不当であるというものである。特別利害関係人の参加による多数決濫用が決議取消の原因とされる以上、これらの決議も、大株主の議決権の濫用が認められる限り、そこに多数者の個人的動機が存在し、ひいては特別利害関係が存在するものとみて、取消の訴えに服するものと解すべきであると主張する[37]。この見解は、特別利害関係を拡大解釈し、結果的に、多数決濫用の問題はすべて、同号の射程範囲に含まれると認めるものであると解される。

本論文も、多数決濫用に対する救済という観点から、利害関係概念は、できるだけ広く解釈すべきであるとの趣旨には賛同し、改正前の議論上、もっとも穏やかであった、決議によって権利・義務の得失を生ずる法律上特別の利害関係を有する者が特別利害関係人であるとする「法律上の利害関係説」が適当であると解する。

---

[36] 岩原・前掲書(注・4)325頁。

[37] 大隅=今井・前掲書(注・20)119-120頁、別府・前掲書(注・4)294-295頁参照。

しかしながら、株主間の不平等と特別利害関係の概念が同一のものであるとはいえない以上、「著しく不当」ではあるが特別利害関係の存在を欠く決議のなされる可能性は否定できず、このような決議に対して247条1項3号を適用することはできないのではないだろうか。こう考えると、特別利害関係の拡大解釈のみによって多数決濫用に対処することが可能であると解する結果、同号以外による救済を否定する見解は、多数決濫用に対する救済としては、妥当ではないといわざるをえない。特別利害関係の概念を広く解釈したうえで、なお特別利害関係の存在を認めがたい場合であっても、少なくともその瑕疵が重大な場合、すなわち会社利益を侵害しかつ他の株主の利益を侵害する著しく不公正な決議の場合には、民法1条3項違反であって無効であると解すべきであろう[38]。

[38] 株主の議決権の行使につき、民法1条3項違反が争われたと考えられる事例として、東京地裁昭和63年6月28日民事第8部決定を挙げることができる（判例時報1277号(1988年)106-110頁、判例タイムズ668号(1988年)272 -276頁、金融·商事判例798号(1988年)12-17頁、金融法務事情」195号(1988年)48-51頁）。当該事例は、いわゆる仕手集団により買い占められた株式について、その議決権行使の禁止を求める会社による仮処分申請が認容されたものである。当該決定の具体的理由は示されておらず、明らかではないが、仮処分申請書の内容から、裁判所は、株主がその買い占めた株式を、実質的には会社に高値で買い戻させる目的で、その手段として保有株を背景に役員の送り込みを要求したものであるという、申請人たる会社の主張を考慮して、株主の議決権行使を権利の濫用にあたると判断したものと推察されている（前掲·判時＜コメント＞106、107頁、前掲·判タ＜コメント＞272頁、前掲·金判＜コメント＞13頁、前掲·金法＜コメント＞49頁、奥島孝康「仕手集団による買い占め株の議決権行使」法学セミナー407号(1988年)110頁、古部山龍弥「会社が申請した議決権行使禁止の仮処分が認容された事例」判例タイムズ706号(1989年)210頁、青木浩子「議決権行使禁止の仮処分——いわゆる国際航業事件」ジュリスト997号(1992)96頁）。

ここで問題となるのは、①当該議決権の行使が権利濫用となるか否か、



および②議決権濫用と判断されるとしても、その議決権行使の事前の禁止を仮処分によって行うことができるか否か、この2点である。

①について、(a)議決権行使の究極の目的が、買い占めた株式を会社に高値で買い戻させることであれば、その権利の行使は濫用となるということにつき、(イ) これは、株主が単に純個人的利益を得るために会社に嫌がらせをする目的での議決権行使であるとして、肯定する説（近藤光男「株式の買い占めと議決権の行使」商事法務1275号(1992年)48頁、古部山·前掲判批217頁参照）と、(ロ)本件の場合には、権利濫用の存在を認定する要件たる「害意」の存在を認め難いとして、これを否定する説（青木·前掲判批 97頁）とに分かれ、さらに、(イ)の肯定説も、(b)議決権行使の目的が、株主が会社の支配権を取得し、経営権を奪取することが目的であれば、たとえそれが会社の安定を損なうとしても、この権利行使を濫用であると認めることは難しいとしており、また、議決権行使の目的が(a)であるか(b)であるかの判断についても、その困難さを指摘している（近藤·前掲判批48頁。なお、(a)と(b)との場合を、内心的な経営参加意思の有無を基準に、議決権行使が濫用となるか否かを議論することが理論として成り立つかについても、疑問が提示されている(奥島·前掲判批110頁))。

株主による議決権行使の目的に関する内心の判断については、本来困難であるといわざるをえず、議決権の行使がなされた後に、それが、客観的に「会社利益を侵害しかつ他の株主の利益を侵害する」あるいは「会社利益または他の株主を侵害する」著しく不公正な結果となっていることを、事後的に判断せざるをえないではなかろうか。すなわち多数決濫用であるか否かという事後的な判断に帰着するのではないかと思われる。当該事件の場合には、買取請求または利益相反取引等が具体化した場合には、会社利益が侵害され、かつ株主間に不平等が生じるということができ、重度の多数決濫用として民法1条3項違反となると考えられる。

②の問題については、(a)議決権濫用による仮処分の可能性を否定しないまでも、本件において実質株主と名義株主が異なっていることから、この決定は、実質株主と名義株主が異なる場合の名義株主の議決権行使を禁止したものであると考えて、この仮処分の結論を支持する説（近藤·前掲判批

さらに、本論文は、フランス法に関する検討にもとづき、資本多数決濫用とは、多数派株主による濫用のみならず、少数派株主による濫用をも視野に入れて考察すべき問題であることを主張するものであるが、少数派が総会における支配権を維持することを目的として行った反対投票あるいは総会への欠席が、結果として多数決濫用と認められた場合に、特別の利害関係概念をいかに拡大して解釈したとしても、これを、特別の利害関係であるとすることは、無理があるのではないかと思われる。この場合に、少数派は、「株主として以外の利益のために」議決権を行使したのですらない。そして、このような事例は、少数派の多数決濫用事例として希なものとはいえないのである。

(イ)会社の利益を侵害する著しく不公正な決議

会社利益を侵害してなされた著しく不公正な決議ではあるけれども、株主間に不平等をもたらさないという場合[39]には、このような決議に関して特別利害関係が存在することもありえない。したがって、247条1項3号の適用はないものと解する。

(ウ)商法247条1項3号の適用範囲

前述の「会社利益を侵害しかつ他の株主の利益を侵害する著しく不公正な内容の決議」も、広い範囲の多数決濫用概念に、当然含まれるのであるが、この重大な多数決濫用にあたる決議については、特別利害関係人の存在によって成立したものであったとしても、これは無効と解すべきである。

商法247条1項3号の適用範囲は、「会社の利益または他の株主の利益を侵害する著しく不公正な決議」であり、かつ特別利害関係人が関与した議決によって成立

---

49頁）と、(b)たとえ株主の議決権行使が権利濫用にあたる場合であっても、商法は、株主権の濫用に対して事後的に修正する立場をとっていると解されるのであり、会社が差止請求権を有することは困難であるとの説が存在する（古部山·前掲判批216-217頁、青木·前掲判批97頁参照）。
フランスにおいては、多数決濫用すなわち多数派または少数派の権利濫用の場合に、レフェレによる事前救済を認めた事例は見当たらないようである。

[39] 前記注·28およびその本文参照。



したもののうちから「会社利益を侵害しかつ他の株主の利益を侵害する著しく不公正な決議」を除いたものということになる。

## おわりに

わが国における従来の資本多数決濫用概念は、フランス法と異なり、株主平等原則違反および会社利益の侵害という広い範囲をカバーするものであること、したがって多数決濫用決議という概念の範囲内であっても、瑕疵の大きさないし重さの相違から、その効果についても、異なるべきであることを論じた。

日仏法を比較することにより、またフランス法の少数派による多数決濫用という概念を視野に入れることによって、資本多数決濫用という概念を、いささかではあるが明確にすることができたのではないかと考える。

ただ、従来保護すべき立場として考えられてきた、少数派株主または社員による資本多数決濫用という概念それ自体に違和感を持たれる向きがあるかもしれない。少数派に与えられているいわゆる拒否権は、決議の重大性ゆえに、少数派を不当に害することのないように与えられているものであると、通常は考えられるからである。しかしながら、制限多数決のもとで少数派が有することになるいわゆる拒否権は、少数派保護の観点から、法の認めた特殊な資本多数決の結果なのであって、少数派の権利は、制限多数決が要求されている決議事項については、十分に手厚い保護を受けているということができる。それゆえ、この権利を正当に行使する限り、その保護を享受することができるのはいうまでもないが、この権利を不当に行使する場合、すなわち権利の行使が濫用となる場合には、当然この保護を要求することはできないのである。のみならず、特別にこのような権利が与えられていることを奇貨として、これを不当に行使し、すでに自らが保護を受けている制限多数決のもとにおいて資本多数決の濫用を生ぜしめるならば、その濫用は、単純な資本多数決濫用よりも、重大な瑕疵を帯びていると考えられるのではなかろうか。そうだとすると、少数派の資本多数決濫用という概念は、資本多数決濫用理論上、単に意味があるというだけではなく、欠くべからざる概念であるということができるであろう。実際に、フランスの事例において、多数派による資本多数決濫用よりも、少数派による資本多数決濫用の場合の方が、会社の損害としては大きいものがある。

また、資本多数決濫用概念が、今一つ漠然とせざるをえない部分を残すのは、多数決濫用であるか否かを判定するメルクマールのひとつである「会社利益」とは何を指すかという問題を、明確にすることができないことに起因している。これは、資本多数決濫用に関する研究を進める上で、今後の課題として残されている問題である。